

共 1 公共土木工事の事務手順の概要

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

1 工事関係書類一覧表

「工事関係書類様式等ダウンロード一覧」

※加工可能形式ファイル（Excel、Word）は以下の URL 参照

http://www.pref.nagano.lg.jp/gi.jukan/20141201kansoka/20141201kansoka_top.html

※一覧表は、しゅん工書類を観点にした書類を掲載している。

建設工事の施工にあたっては、一覧表に掲載した以外の書類が、施工中発生する事案への対応、施工上必要となる監督員指示、及び関係法令等により必要となる場合がある。

長野県建設工事 工事関係書類一覧表

平成31年4月1日適用

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者		発注者作成書類の位置付け			書類作成上の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出	報告	提示		
設計図書	1	共通仕様書			○						平成30年10月1日適用
	2	特記仕様書			○						共通仕様書1-1-1-2
	3	図面			○						共通仕様書1-1-1-2
	4	現場説明書			○					「現場説明事項、条件明示事項」を参考に、各発注者により作成する。	共通仕様書1-1-1-2
	5	質問回答書			○						共通仕様書1-1-1-2
	6	工事数量総括表			○						共通仕様書1-1-1-2
その他	7	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		○		○*			少なくとも下記5項目について契約前に書面により説明する。 一 解体工事の場合、解体する建築物等の構造 二 新築工事である場合、使用する特定建設資材の種類 三 工事着手の時期及び工程の概要 四 分別解体等の計画 五 解体工事の場合、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み	建設リサイクル法 第12条1項、 公共建設工事における分別解体等、再 資源化等及び再生資源活用工事実施 要領(土木) (2)3項
	8	工事請負契約書			○		○				地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条
契約図書	9	契約書列紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		○		○*			下記項目を記載する ・分別解体等の方法、解体工事に要する費用 ・(特定建設資材廃棄物について)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用	建設リサイクル法 第13条、 公共建設工事における分別解体等、再 資源化等及び再生資源活用工事実施 要領(土木) (2)4項
	10	請負代金内訳書			○		○			・受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。 ・発注者には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する。	工事請負契約書第3条第1項及び第2項
契約関係書類	11	工程表			○		○			・受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。	工事請負契約書第3条第1項
	12	技術者等の通知書			○		○			・資格を証明する以下の書類を添付する。 監理技術者：資格者証の写し 主任技術者：資格該当要件を満たす証明書 ・所属証明：保険証等、開札日以前3ヶ月以上の時雇用が証明できる公的な書類の写し	工事請負契約書第10条第1項 共通仕様書1-1-1-13 建設工事に係る受注希望競争入札 入札心得第20条
	13	前払金請求書			○		○*			※前払金を請求する場合作成、提出する。	工事請負契約書第34条第1項
その他	15	コリンズ(工事実績)登録 及び「登録内容確認書」	×		○		○	事前 確認		・受注、変更、訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成、監督員等の確認を受ける。 ・確認後所定の期日以内に登録を行う。登録機関発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた際は、速やかに監督員等に提示する。 ・変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。	共通仕様書1-1-1-7
	16	電子納品着手時、検査・納品前 協議チェックシート			○		○			・電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受発注者間で協議・確認を行う。 ・着手時協議チェックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。	電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領
その他	17	品質証明員通知書			○		○*			・※設計図書で品質証明の対象工事と明示され、品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経歴及び経歴書を監督員等に提出する。	共通仕様書1-1-1-27(5)
	18	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		○*					・監督員は、工事着手前に通知を行う。また、発注者は通知書の写しを受注者に送付する。	建設リサイクル法 第11条、 公共建設工事における分別解体等、再 資源化等及び再生資源活用工事実施 要領(土木)(2)5イ、ロ、ハ項

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者		受注者作成書類の位置付け		書類作成の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出	報告		
工事書類										
施工計画										
施工体制確認	19	下請負人通知書			△※				※原則として提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・発注者が求めた場合には提出する。施工計画、施工体制台帳作成前に提出する。日々単面契約の場合、金額欄には想定される工期の総額を記載。なお、変更があった場合はその都度提出。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が4,000万円を超える場合、工期途中でいつでも監理技術者を配置する。	工事請負契約書第7条 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知) 建設業法第26条第2項
施工計画書	20	施工計画書 (原則として全工事で提出する。ただし、工事内容等により、監督員等が不要と認めた場合はこの限りではない。)			○	○			・工事着手前までに提出する。工事着手の定義は共通仕様書1-1-2-44のとおり。 ・大型構造物等複雑な工事においては監督員等の承諾を得て記載内容の一部の提出時期を遅らせることができる。 ・記載項目(必要のない項目は省略し、現場と整合する内容とする) (1)工事概要、(2)計画工程表、(3)現場組織表 (4)施工機械(施工方法に規格まで記載すれば省略可)、(5)主要資材、 (6)施工方法(主要機械、仮設構造物、コンクリート打設計画、残土処理計画等。) (7)施工管理計画、(8)安全管理、(9)緊急時の体制及び対応、(10)交通管理、 (11)環境対策、(12)現場作業環境の整備、 (13)再生資源の利用促進と建設副産物適正処理方法、(14)過積載防止対策、 (15)関係者との協議予定、(16)その他(21.22.23番の書類を添付する等)	共通仕様書1-1-1-6
	21	告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合		x	○	○※			・建設リサイクル法対象工事受注者は、下請がある場合、NO.18の通知書の写しを監督員から受領、添付して下請業者(建設業を営む者)に告知する。 ・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に告知書写しを添付する。	建設リサイクル法 第12条2項、 公共建設工事における分別解体等、再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)5-2項、(2)6-4項
	22	再生資源利用計画書				○	○		・全工事について、施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コアリス)※ を利用した様式を原則とする。 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ※(一附)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaic.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等、再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6口項
	23	再生資源利用促進計画書				○	○		・全工事について、施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コアリス)※ を利用した様式を原則とする。 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ※(一附)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaic.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等、再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6口項
施工体制確認	24	施工体制台帳 (下請人、下請人に関する事項)				○	○		・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成15年10月8日付け15監技第185号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。	建設業法第24条の7の第1項 入契法第13条第1項 共通仕様書1-1-1-15 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類		書類作成者			書類作成上の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出 監督員等 契約担当		
施工 計画 書類 類	25	再下請通知書 (施工体制台帳添付資料)				○	○	※再下請がある場合	建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制 の確保等に関する運用について(通 知)
	26	下請契約書、委託契約書写し (施工体制台帳に添付)			○	○	○	・産業廃棄物運搬、処分業者への委託契約書は、建設副産物の適正処理の観点からも 確認が必要であり、写しを提出する。廃棄物処理に係る許可証の写し及び数量集計表 を添付する。 ・受注者は、下請負人に対し、次の事項を書面により通知するとともに書面を工事現場 の見やすい場所に掲示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 再下請負通知が必要とされる旨並びに 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所	建設業法施行規則第14条の二の2の 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第六条の二第四項
施工 計画 書類 類	27	施工体制台帳作成建設工事の 下請負人に対する通知の写し (施工体制台帳に添付)			○	○	○	・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係 者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員等に提 出しなければならない。	建設業法第24条の7の4項 入契法第13条第3項 共通仕様書1-1-1-15-2 工事現場等における適正な施工体制 の確保等に関する運用について(通 知)
	28	施工体系図 (施工体制台帳に添付)			○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	共通仕様書1-1-1-52 現場説明書 別紙-3 指導事項(4)
設計図書 現地確認	29	建退共発注者用掛金取納書	x		○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	共通仕様書1-1-1-52 現場説明書 別紙-3 指導事項(4)
	30	中小企業退職金共済制度等加入証 明書類	x		○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	共通仕様書1-1-1-52
設計図書 現地確認	31	建退共証紙受私簿	x		○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	現場説明書 別紙-3 指導事項(4)
	32	設計図書照査 確認資料			○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	工事請負契約書第18条第1項 共通仕様書1-1-1-3
施工 計画 書類 類	33	工事測量結果 必要なし			○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	土木工事現場必携 共1-9 共通仕様書1-1-1-48 土木工事現場必携 共1-10
	34	経緯表	x		○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共通仕様書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。 ・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の 労働者がいる」Jである場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に 監督員に提示する。	土木工事現場必携 共10-2
施工 計画 書類 類	35	材料承認関係資料			○	○	○	・設計図書で提出を求められている工事材料について、見本または品質を証明する資 料を工事材料を使用するまでに提出する。試験を行うこととしている材料も同じ。 ・共通仕様書に定めた工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等 を照合して確認した資料を事前に監督員等に提出し、監督員等の確認を受けなければ ならない。 ―一括承認該当の製品は、提示、提出しなくても不要。	共通仕様書材料編第2節工事材料の 品質4.及び5
	36	工事記録			○	○	○	・現場での記録を所定の様式等で毎日記入・保管し、検査時に提出する。 ・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いがないよ うに書類に記載しておく書類。打合せの各事項の主な定義は以下のとおり。 なお、「提示」連絡Jの場合、工事打ち合わせ簿は不要である。 ・「協議」：書面により契約書の合議事項について、発注者が対等の立場で合議し、 結論を得ること。 ・「指示」：監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示 し、実施させること。 ・「承諾」：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が 書面により同意すること。	土木工事現場必携 共10-6 共通仕様書1-1-1-2
施工 計画 書類 類	37	工事打合せ簿			○	○	○	・現場での記録を所定の様式等で毎日記入・保管し、検査時に提出する。 ・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いがないよ うに書類に記載しておく書類。打合せの各事項の主な定義は以下のとおり。 なお、「提示」連絡Jの場合、工事打ち合わせ簿は不要である。 ・「協議」：書面により契約書の合議事項について、発注者が対等の立場で合議し、 結論を得ること。 ・「指示」：監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示 し、実施させること。 ・「承諾」：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が 書面により同意すること。	土木工事現場必携 共10-6 共通仕様書1-1-1-2
	38	監督日誌			○	○	○	・日付順にまとめ、工事記録の後に添付する。	長野県建設工事事務処理規程第22条2項

種別	NO.	書類名称	契約額別不要書類		書類作成者		受注者作成書類の位置付け		書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出	報告提示		
	70	再生資源利用促進実施書				○			<ul style="list-style-type: none"> No.71「再資源化等報告書」に添付し提出する。 提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コプリス)※によることを原則とし、印刷して提出すること(電子データの納品は不要)。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recyclejacic.or.jp/] 	資源リサイクル法関係省令、公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6口項
	71	再資源化等報告書	x			○			<ul style="list-style-type: none"> 特定建設資材廃棄物の再資源化完了時、提出する。発注者保管。 	建設リサイクル法 第18条1項、公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)7イ項
契約関係書類	72	マニフェスト集計表				○	○*		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物種類毎に集計する。※マニフェストを発行した廃棄物がある場合。 	土木工事現場必携 共12-57
	73	完成通知書(しゅん工届)				○	○		<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書第31条1項 	
	74	引渡書				○	○*		<ul style="list-style-type: none"> ※引渡を求める場合。 	工事請負契約書第31条4項
	75	請求書				○	○			工事請負契約書第32条1項

【工事関係書類一覧表について】

- 本一覧表は、長野県土木工事共通仕様書(建設部：H26.8.)適用「共通編1-1-1-26」工事しゅん工書類の納品「1.一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 書類等を作成する順番に配慮しているが、種別によっても整理しており、必ずしも作成する順番にならない場合もある。
- 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。

【契約額別不要書類について】

- 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならないもの及び下記2項を除き、提出、報告、提示の区別に問わず作成・収集等を行う必要がある。
- 「契約額別不要書類」欄で「x」の記載がある書類は、法令等の基準により、契約額によって作成する必要がない場合がある書類である。

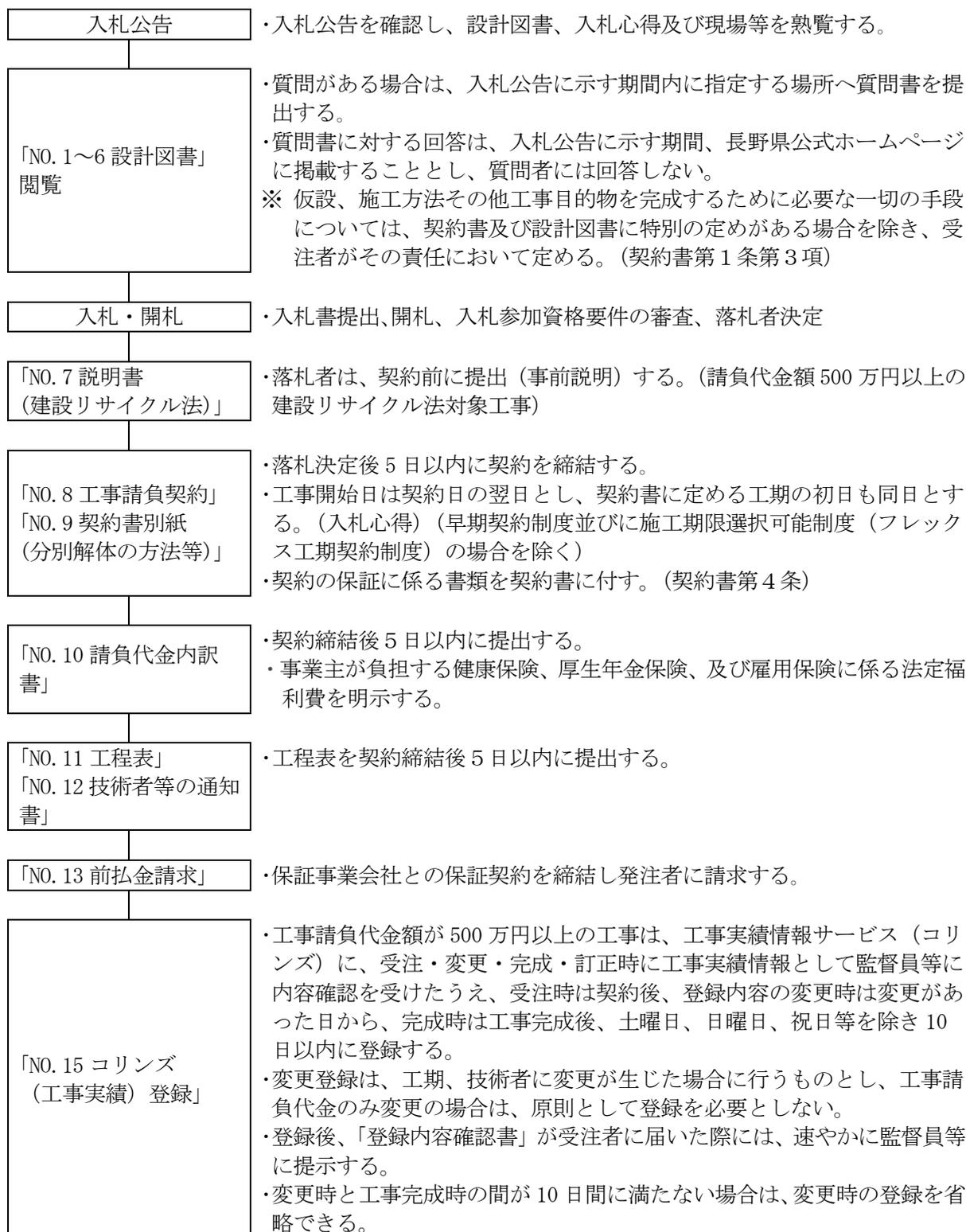
【受注者作成書類の位置付けの定義】

- 上表に記載されていない詳細な内容、区分等については、長野県土木工事共通仕様書の該当項目を合わせて参照すること。
- 「提出」： 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対し工事に関わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
書面とは、手書き、印刷等工事打合せ簿等の工事帳票をい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
- 「報告」： 受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- 「提示」： 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等または検査職員に対して工事に関わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 「連絡」： 監督員等と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

2 事務手順フロー

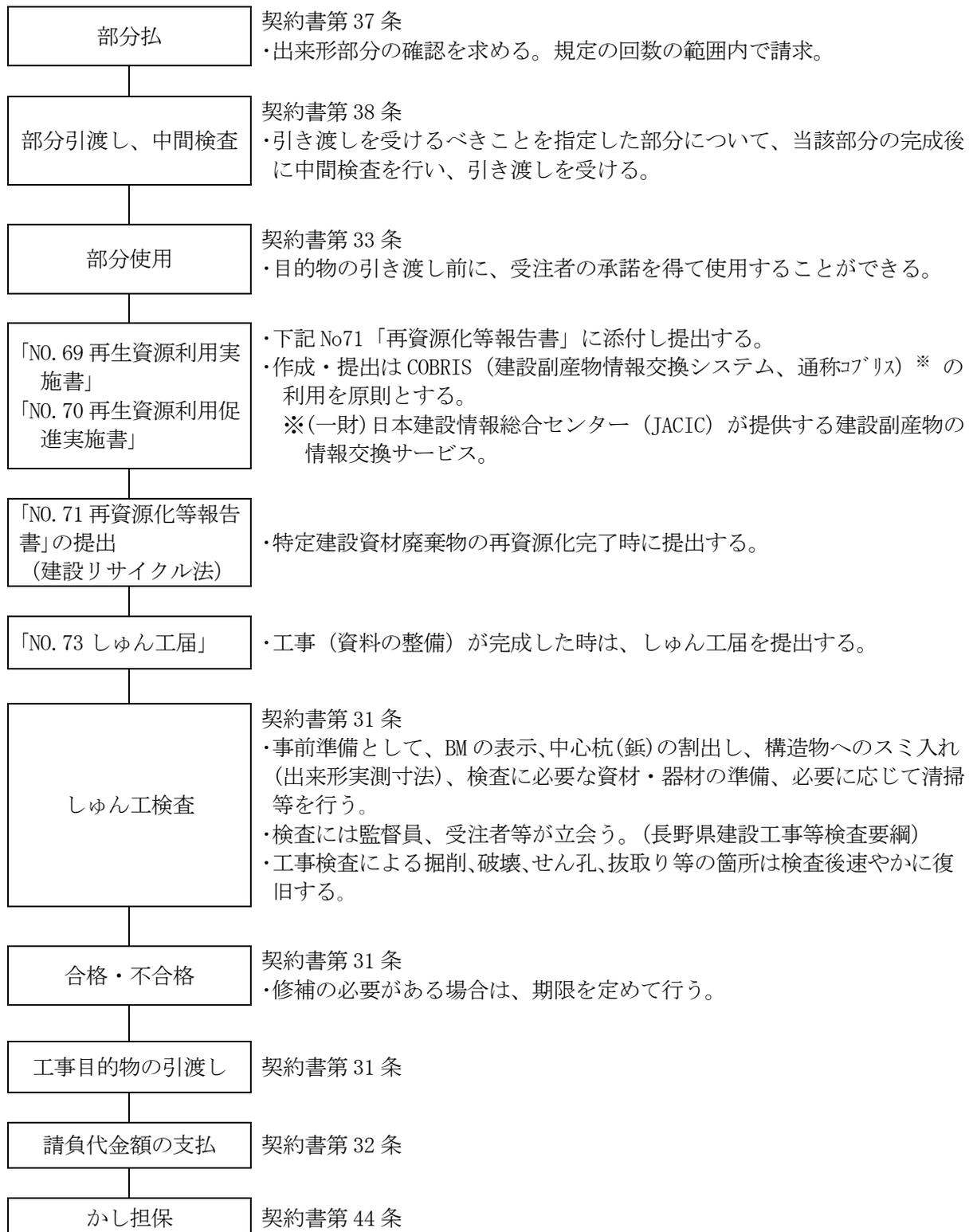
※標準的なフローを示す。建設工事の施工にあたっては、個々の現場の状況により、必ずしも記載の手順どおりになるとは限らない。

※「NO.」は工事関係書類一覧表（案）の番号と同一



「NO. 16 電子納品着手時協議チェックシート」	<ul style="list-style-type: none"> ・着手時に協議する。 ・「検査・納品前協議チェックシート」は、検査・納品前に提出する。
「NO. 18 通知書 (建設リサイクル法) (発注者)」	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は、工事着手前に通知書を建設事務所建築課または整備・建築課（工事箇所が長野市、松本市、上田市の場合は市役所）に提出する。（請負代金額 500 万円以上の建設リサイクル法対象工事）
「NO. 19 下請負人通知書」	<ul style="list-style-type: none"> ・原則提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・発注者が求めた場合、施工計画書及び施工体制台帳の作成前に提出する。
「NO. 20 施工計画書」 「NO. 39 変更施工計画書」	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前に、工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（手順や工法等）について記載し提出する。 ・施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出する。
「NO. 21 告知書 (建設リサイクル法)」	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業を営む下請業者に告知する。（請負代金額 500 万円以上の建設リサイクル法対象工事） ・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に写しを添付する。
「NO. 22 再生資源利用計画書」 「NO. 23 再生資源利用促進計画書」	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書に含めて提出する。 ・作成・提出は COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）※ の利用を原則とする。 ※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス。
「NO. 24 施工体制台帳」 「NO. 28 施工体系図」	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成 15 年 10 月 8 日付け 15 監技第 185 号）に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。
「NO. 29 建退協掛金収納書」	<ul style="list-style-type: none"> ・請負代金額 800 万円以上の工事は、契約締結後 1 ヶ月以内に提出する。 ・提出しない場合は、理由を書面で提出する。
工事の着手	<ul style="list-style-type: none"> ・工事開始日（工期の初日）から起算して 30 日以内に工事に着手する。 ※工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。（共通仕様書 1-1-1-2 44）
「NO. 40 関係機関協議」 「NO. 41 地域住民との打合せ」	<ul style="list-style-type: none"> 工事を完成させるうえで必要となる諸手続を行い、写しの提出等を行う。 ・官公庁への手続（交通規制、危険物、労働安全衛生関係、埋蔵文化財等） ・その他の手続（用水、地下埋設物、架空物、漁協、地域住民、関係地主等）
「NO. 32 設計図書照査」	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の照査を行い、契約書記載の事実がある場合は、資料を提出し確認を求める。該当しない場合はその旨、報告する。（契約書第 18 条）

「NO. 33 工事測量 (起工測量)」	・工事着手後直ちに工事測量を行い、測量結果を提出又は報告する。
「NO. 35 材料承認関係資料」	・発注機関ごとの一括承認該当材料を除き提出する。
施工体制の把握 (発注者)	「工事現場における施工体制の把握要領」 ・主任技術者又は監理技術者（監理技術者等）の専任制等を把握する。 ・工事現場における施工体制等を把握する。 ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認し、未加入等があった場合は、「社会保険未加入対策事務処理フロー※。」に基づき処理する ※平成 30 年 8 月 22 日付け 30 建政技 133 号
「NO. 49 工事事務速報、 報告書」	・工事事務、人身事故、第三者に与えた損害等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。 ・工事事務報告書を提出する。
出来形管理 「NO. 54 出来形管理表又は 出来形管理図」 「NO. 62 出来形管理表又は 出来形管理図」	・「出来形管理表又は出来形管理図」 No54 測定結果をその都度逐次管理図表等に記録、保管する。 No62 上記により作成した記録を取りまとめ、しゅん工書類として提出する。
「NO. 45 立会依頼」 「NO. 46 段階確認」	・段階確認を行う工種、予定時期等を事前に監督員等に依頼する（依頼は週間工程表等他の様式でも可）。 ・各施工段階において、検査記録表等（施工管理記録）を用いて、監督員の段階確認を受ける。
品質管理 「NO. 56 品質管理表又は 品質管理図」 「NO. 64 品質管理表又は 品質管理図」	・「品質管理表又は品質管理図」 No56 測定結果をその都度逐次管理図表等に記録、保管する。 No64 上記により作成した記録を取りまとめ、しゅん工書類として提出する。
写真管理 「NO. 67 工事写真」	・各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況等を写真管理基準（案）により撮影、保管し、必要時に提示、検査時に提出する。
「NO. 53 工事履行報告」	・適宜、その時点までの実施状況、および今後の予定等について報告する。 ・週間工程表等、他の様式でも可とする。
指導監査	・建設工事の施工途中において、工事が適正に計画され、またその工事が、請負契約書、設計図書その他関係書類に基づき適正に施工されているかを監査し、指導する。（契約額 8 0 0 万円以上の建設工事）
「NO. 55 80%出来形・数量 計算書」	・出来形測量を実施し、その結果をもとに完成時点の 80%予想出来形図・数量計算書を作成して提出する。



3 現場に掲示する標識・看板

種別	番号	名 称	掲示の根拠	掲示の対象者		備考
				工事関係者	公衆	
法律規則等で掲示が定められている標識等	1	建設業の許可票	・建設業法第40条		○	
	2	労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第49条	○		
	3	施工体系図	・建設業法第24条の7第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	○	○	
	4	作業主任者	・労働安全衛生規則第18条	○		
準じる標識等	5	建退共シール (設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識)	・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部 H11. 3. 18)	○		
	6	道路使用許可証	・許可条件書			携行
	7	道路占用許可証	・長野県道路占用工事共通仕様書第14条	○		占用工事
その他標識等	8	緊急時連絡系統図		○		
	9	工事工程表 (工事工程案内)			○	
	10	安全掲示板		○		

共 2 安全対策と事故発生時の対応

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

1 公共土木工事における安全対策に関する要綱等

(1) 長野県土木工事共通仕様書 共通編 (H30.10 最終改定)

1-1-1-37 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針^①（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針^②（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事に用いられる仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員等及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱^③（建設事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

(2) 共通仕様書記載の指針等

① 土木工事安全施工技術指針

(目的)

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

(適用範囲)

本指針は、国土交通省で行う一般的な土木工事[※]の安全施工に適用する。

※ 長野県土木工事共通仕様書に基づき、「長野県で行う一般的な土木工事」と読み替える。

掲載ホームページアドレス（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/290331anzensekousisin.pdf>

② 建設機械施工安全技術指針

(目的)

本技術指針は、建設機械施工に関連する事故・災害を防止するため、建設機械による施工計画の作成、施工の実施及び管理運用における一般的に必要な*技術上の留意事項や措置を示し、建設機械施工の安全確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

本技術指針は、建設工事における建設機械施工に関して、法令・基準等で規定される場合を除き、この指針を適用する。

本技術指針でいう建設機械とは、建設工事に使用される全ての建設機械及び機械設備をいう。

※ 国土交通省では、技術指針に加えて建設機械施工に関し、施工現場における事故発生要因の発見・対処に関して担当者を支援する目的で「建設機械施工安全マニュアル（平成22年4月最終改訂）」を作成・公表しています。

ホームページ掲載場所（国土交通省）

建設機械施工安全技術指針

→http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyau/mic/kenki_ss/H17kaisei.pdf

建設機械施工安全マニュアル

→http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000013.html

③ 「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」

(目的)

この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

(適用)

この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事に適用する。

2. 起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。

ホームページ掲載場所（国土交通省）

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/saigaibousitaisaku.pdf>

(2) 公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事の発注にあたり、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更、現場指導等、事業の執行に関して発注者が留意・実施すべき事項が示されている。

公共工事の発注における工事安全対策要綱

一部加筆有り
(アンダーライン部)

平成4年7月1日 建設省技調発第165号
各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて
技術審議官通達

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策(平成4年3月2日付け建設省技調発第54号)」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとする。

記

(1) 発注にあたっての安全施工への配慮

- ①熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- ②業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- ③発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続をとること。

(2) 設計段階における安全施工への配慮

- ①建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- ②工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- ③工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

④積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要細等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。
この場合、安全確保、公害防止等に十分配慮すること。

ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

(3)適正な積算の実施

①工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。

②積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。

③積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

(4)適切な工期の設定

①適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

②工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水(降雨・降雪)等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。

③発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。

④工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があり必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

(5) 適正な仮設工及び施工方法の選定

①工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。

- イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
- ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
- ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

②仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

(6) 設計図書における施工条件の明示

①工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。

②施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。

- イ 現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
- ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
- ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
- ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
- ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合

③施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

(7) 施工条件の変化への適切な対応

①施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の特定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。

- イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
- ハ 異常箇所(point)の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

②施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工期の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適正に処置すること。

(8) 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- ①土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- ②作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をととして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- ③積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- ④(3)の安全に関する研修・訓練等としては記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
 - イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ロ 工事内容等の周知徹底
 - ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ニ 工事における災害対策訓練
 - ホ 工事現場で予想される事故対策
 - ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- ⑤訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報(工事月報)等により、適切に実施されたかを確認すること。

(9) 建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

(10) 建設現場における連絡体制の充実

- ①工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- ②複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- ③連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
 - イ 事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
 - ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
 - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
 - ニ その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

(11) 工事の安全対策に向けた活動の実施

- ① 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- ② 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- ③ 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- ④ 工事の安全に関する意識の向上を図るため、厚生労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を協議会規約を定め実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- ⑤ 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

2 安全対策に関する措置

(1) 建設工事の安全対策に関する要領

※長野県建設部等土木工事設計審査会及び施工条件検討会運営要領（平成5年1月18日付け
4監技第354号、平成28年12月26日付け28建政技第227号）は平成30年1月1日廃止

29 建政技第 234 号
平成 29 年(2017 年)12 月 21 日

建設部現地機関の長 様
建設部各課長 様
環境部生活排水課長 様
千曲川流域下水道事務所長 様

建設部長

長野県建設部等土木工事設計・施工審査会運営要領について（通知）

この度、設計・施工の更なる品質確保に向け、設計から工事までを一体的に審査することとし、新たに「長野県建設部等土木工事設計・施工審査会運営要領」を策定しましたので、事務処理に留意願います。

なお、あらかじめ設計・施工審査会が想定される設計等の業務発注時には特記仕様書等へ下記の例を参考に開催について記載することとします。

記

設計業務等業務発注時の特記仕様書等の記載例

（設計・施工審査会の開催が確定している場合）

第 条 設計・施工審査会の開催

本業務は、設計・施工審査会の対象業務である。履行期間についてはあらかじめ想定される期間を見込んでいます。なお、発注者は受注者と設計・施工審査会の概ねの実施時期及び必要期間について協議を行うので協力すること。

（設計・施工審査会の開催が未確定の場合）

第 条 設計・施工審査会の開催

本業務は、設計・施工審査会の開催の可能性がある業務である。発注者から設計・施工審査会の開催の情報提供があった場合には協力すること。なお、当会開催により履行期間の延長が必要な場合は工期延長を行う。また資料作成等の新たな業務が発生した場合は増工の対象とする。

長野県建設部等土木工事設計・施工審査会運営要領

(平成 29 年 12 月 21 日 29 建政技第 234 号)

第1 目的

長野県建設部等土木工事設計・施工審査会（以下「審査会」という。）は、建設部等所管の土木工事の設計内容、工事の条件明示及び設計変更に関する技術的対応方針の審査の実施により、設計成果の品質向上及び工事の安全かつ円滑な実施に資することを目的とする。

第2 組織、構成

審査会は、本庁及び現地機関に設置し、構成は次のとおりとする。

(1) 本庁の審査会

別表－1 のとおり

(2) 現地機関の審査会

委員長、副委員長及び委員をもって構成する。委員長、副委員長、委員は係長以上の職員を基本とするが、実情に合わせて事務所毎に別途定めるものとする。なお、委員長は所長を充てることを原則とする。

第3 会議

(1) 審査会は委員長が招集する。審査会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

(2) 委員長は審査会を代表し、審査会の意見の集約を行う。委員長が欠席の場合は副委員長がこれを代理する。

(3) 審査に当たっては、必要に応じて外部の経験豊富な技術者等の出席を求めるとあるいは技術的指導及び助言を求めることができる。

(4) 本庁の審査会の開催が必要な場合、現地機関の審査会の委員長は、別紙様式－1により事業担当課に審査を要請する。

(5) 本庁の審査会は、事業担当課からの審査要請を受けてから原則として2週間以内に開催するものとする。

第4 業務

(1) 設計段階（業務実施中）の適用業務について、次の内容に関して審査を行い、別図－1に示す手順により手続きを行う。

①構造・施工性・経済性に関する事項

②他の関連する工事との整合性等、設計条件、施工条件の確認

③仮設構造物の設計

④施工方法の選択

⑤施工の安全に関する事項

⑥施工中の環境保全その他に関する事項

(2) 施工段階（本工事発注前及び施工中必要時）の適用工事について、次の内容に関して審査を行い、別図－2に示す手順により手続きを行う。

- ①工事の発注時における条件明示に関する検討。
- ②工事中において、現場条件が契約図書の施工条件と異なった場合の設計変更に関する検討。
- (3) 公共事業における設計VE試行要領に基づきVE提案を審査し、別図—3に示す手順により手続きを行う。
- (4) 新技術活用制度における「公共工事等における新技術活用システム (NETIS) 『評価促進技術』」への推薦に関して審査し、別図—4に示す手順により手続きを行う。

第5 適用業務及び工事及び開催時期

- (1) 第4 (1) に関する審査会は、設計段階（業務実施中）に開催することを原則とし、対象業務は別表—2とする。
- (2) 第4 (2) に関する審査会は、施工段階（本工事発注前及び施工中の必要時）に開催することとし、対象工事は別表—3とする。
- (3) 第4 (3) に関する審査会は、とりまとめ時に開催するものとする。
- (4) 第4 (4) に関する審査会は、新技術等について企業等から依頼があった時に開催するものとする。

第6 審査結果の報告

- (1) 現地機関の審査会の委員長は、設計・工事担当課及び所長に審査結果等を報告する。
- (2) 本庁の審査会の委員長は、別紙様式—2により、事業担当課及び建設部長に審査結果を報告し、事業担当課は、それを現地機関の審査会へ報告する。

第7 運営事務

本庁の審査会においては技術管理室が、現地機関の審査会においては整備課等が運営事務を行う。

第8 附則

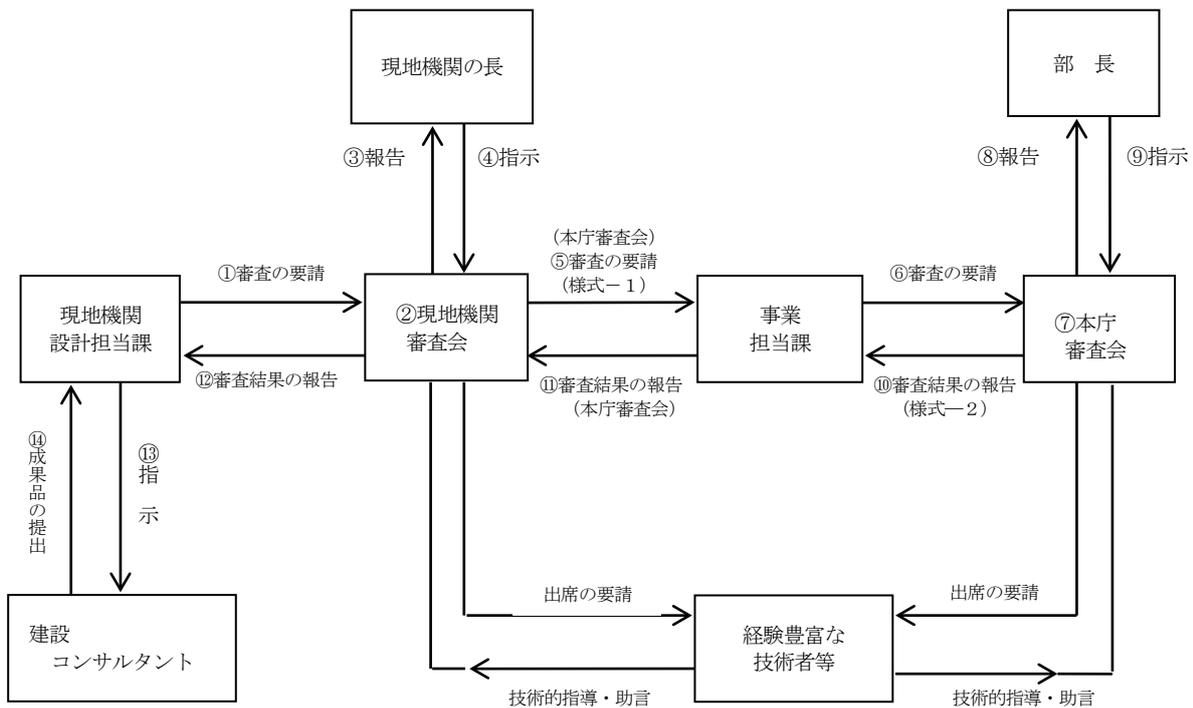
- (1) この要領は平成30年1月1日から施行する。
- (2) 本要領の施行をもって「長野県建設部土木工事設計審査会及び施工条件検討会運営要領」（平成5年1月18日付け4監技第354号、平成28年12月26日付け28建政技第227号最終改正）は廃止する。

別表-1 本庁の設計・施工審査会の構成

役職	所属	職名
委員長	技術管理室	室長
副委員長	技術管理室	主任専門指導員
委員	道路管理課	企画幹
	道路建設課	企画幹
	河川課	企画幹
	砂防課	企画幹
	都市・まちづくり課	企画幹
	生活排水課	企画幹

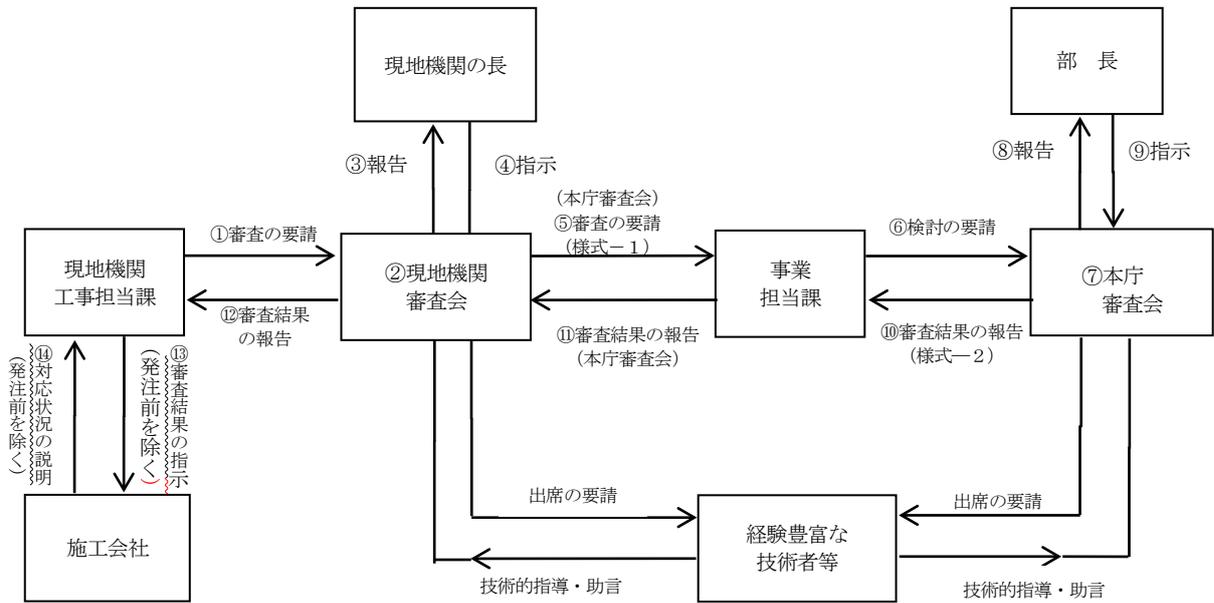
※上記の企画幹は技術職（土木）とする。

別図-1 (1) 設計段階（業務実施中）の審査手順



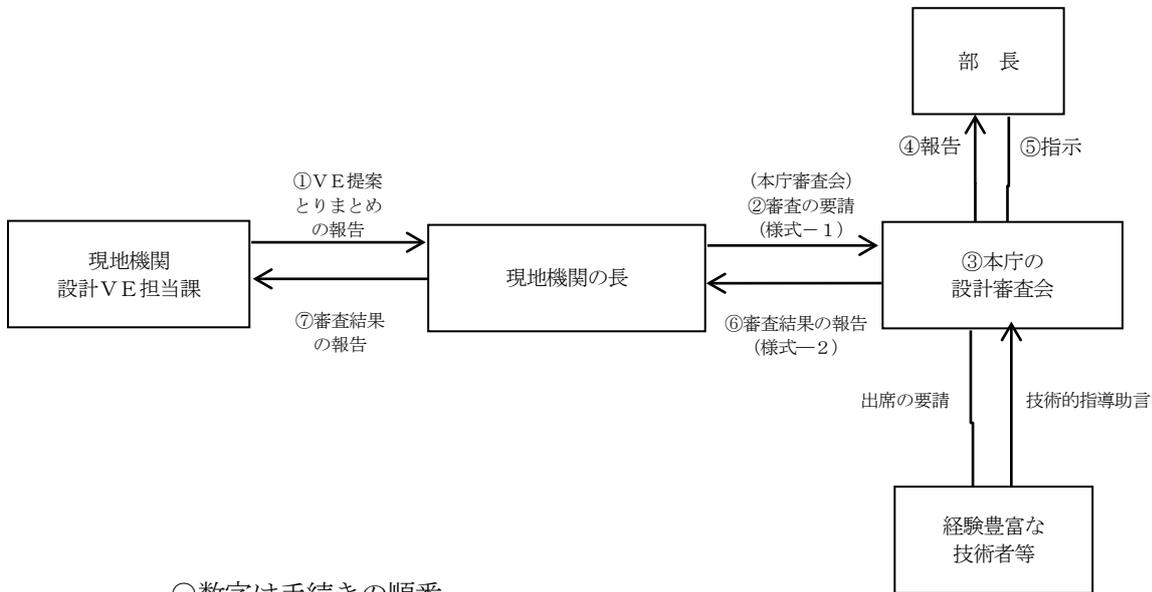
○数字は手続きの順番

別図－２ （２） 施工段階（本工事発注前及び施工中の必要時）の審査手順



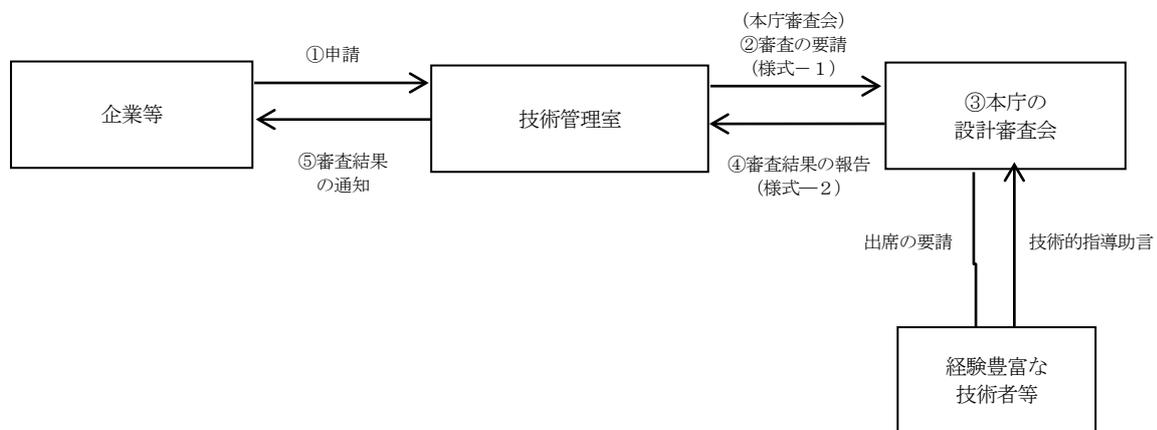
○数字は手続きの順番

別図－３ （３） 設計VE 審査手続



○数字は手続きの順番

別図－4 (4) NETIS「評価促進技術」推薦の審査手続



○数字は手続きの順番

設計・施工審査会概要書

事務所名

担当事業課		審査項目	設計・施工・VE・新技術	
事業年度	平成 年度	整理番号		
業務・工事名				
路河川名				
箇所名				
業務・施工 会社名				
業務着手日	平成 年 月 日	完了期限	平成 年 月 日	
工事着手(予定)		完成期限		
現地機関における審査結果概要(詳細は別紙)				
該当項目				
担当課・係		担当者		
業務・工事概要				
審査すべき内容				
添付資料				

注1) 審査項目は、いずれかに○を記入する。

注2) 該当項目は、別表-2及び別表-3の項目を記入する。

注3) 整理番号は、事務所別、年度別に通し番号を記入する。

担当事業課		審査項目	設計・施工・VE・新技術
事業年度	平成 年度	整理番号	
業務・工事名			
路河川名			
箇所名			
審査年月日	第1回 平成 年 月 日 第2回 平成 年 月 日		
審 査 結 果			
備考			

注1) 審査項目は、いずれかに○を記入する。

別表一2 審査対象業務

業務内容	業務時期	項目	審査対象(案)	
			現地機関	本庁
設計内容の審査 設計段階(業務実施中)		道路概略設計	道路線形、構造規格等 延長500m以上	延長3km以上
		道路予備設計	道路線形、構造規格等 延長500m以上	延長1km以上
		道路詳細設計(歩道等を含む)	道路線形、構造規格等 延長1km以上	—
		橋梁予備設計(道路・街路・河川)	橋梁 全箇所	長大橋(100m以上)
		橋梁詳細設計(道路・街路)	橋梁(補修含む) 新設:長大橋(橋長100m以上)ただし、一般河川渡河橋梁は橋長25m以上 補修:工事費が2億円以上または新工法・特殊工法を採用するもの ・老朽化に伴い、架替の検討を要するもの 橋長25m以上	最大支間長100m以上
		橋梁詳細設計(河川)	橋梁	最大支間長100m以上
		トンネル詳細設計	トンネル(補修含む) 計画洪水流量・河道計画等河川築橋計画の基本事項	延長が500m以上
		河川計画	河川構造 計画洪水流量・河道計画等河川築橋計画の基本事項	一連で計画する箇所
		河川詳細設計	河川構造 一連で計画する箇所	一連で計画する箇所
		工法・構造物比較設計(道路・街路)	工法・構造 工事費8千万円以上(道路・街路)	工事費5億円以上
		河川構造物予備設計	築堤・護岸・堰門・床止め・堰・水門・排水機場・調整池 全箇所	工事費5億円以上
		構造物詳細設計(道路・街路)	構造物新技術(補修含む) 工事費8千万円以上(道路・街路)	工事費5億円以上
		構造物詳細設計(河川)	構造物新技術(補修含む) 交付金箇所:全箇所(河川)	工事費5億円以上
		全体計画	砂防全体計画 地すべり防止工事基本計画、関連事業計画 急傾斜地崩壊対策工事全体計画	—
		構造・工法	砂防えん堤等 地すべり防止施設 鉄道、高速道路等重要構造物に近接する構造物の設計業務	—
その他	新技術(管内で実績がない工法)の採用を伴う設計業務 所内で調整や情報共有が必要な設計業務 その他現地機関の長が指示する設計業務 その他事業担当課が意見聴取を必要と認める設計業務	工事費2千万円以上 必要な箇所 指示する箇所	工事費8千万円以上 — 事業課が意見聴取を必要とする箇所	

別表-3 審査対象工事

審査内容	審査時期	項目	審査対象(案)		
			現地機関	本庁	
条件明示に係わる事項及び設計変更に関する技術的対応方針	施工段階(本工事発注前及び施工中必要時)	仮設工 土留工及び締切工	① 軟弱地盤の土留工及び締切工で、掘削深さ7.0m以上の場合	掘削7.0m以上 工事費5億円以上	
			② 崩土を受ける土留工及び締切工で、掘削深さ7.0m以上の場合	掘削7.0m以上 工事費5億円以上	
			③ ①、②以外の土留工及び締切工で、掘削深さが9.0m以上の場合	掘削9.0m以上 工事費5億円以上	
			④ 冠斜材面等、基礎土、又は水頭計面水位かきの深さ7.0m以上の締切工の場合	掘削7.0m以上 工事費5億円以上	
			⑤ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合	全箇所 工事費5億円以上	
			⑥ 一般交通を併用する踏面置工、仮設橋等の仮設構造物の場合	全箇所 工事費5億円以上	
			砂防護堤	埋体高が15m以上 延長が100m以上	埋体高が30m以上 延長が500m以上
			トンネル(シールドを含む)	最大支間長50m以上 (ただし架設工法がT.O工法及び架設桁工法の箇所を除く)	最大支間長100m以上
			橋梁架設	2気圧以上	工事費5億円以上
			圧気潜函基礎	全箇所	工事費5億円以上
鉄道、高速道路等重要構造物に近接する構造物の工事	指示する工事	—			
その他	その他現地機関の長が指示する工事	—	事業課が意見聴取を必要とする箇所		
その他	その他事業担当課が意見聴取を必要とした工事	—	—		

別表-4 審査対象

審査内容	審査時期	項目	審査対象(案)	
			現地機関	本庁
V	申請があった時	VE提案の審査	—	要請があった箇所
E	申請があった時	公共工事等における新技術活用システム(NETS)「評価促進技術」への推薦に関する審査	—	申請があった技術・工法等

建設工事において発生した事故のうち、特殊、重大なものについて、調査委員会を開催する場合がある。

長野県建設部土木工事事務事故調査委員会運営要領

1 目的

土木工事事務事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という)は、建設部発注の土木工事において発生した事故について、工法、作業環境等を調査し、事故原因を技術的に分析して類似工事における事故の再発防止を図り、工事の安全かつ円滑な実施に寄与することを目的とする。

2 事故調査委員会の組織と構成

- (1) 事故調査委員会は、本庁に設置し建設部発注工事で発生した事故に対応して、事故原因を技術的に分析するため常設する委員会である。

したがって、重大事故に対応して個別に設置される事故調査特別委員会はこれとは別に定めるところによる。

- (2) 事故調査委員会の構成は次のとおりとする。

委員長：技術管理室長

委員各課：企画幹等

3 事故調査委員会の業務

- (1) 事故調査委員会は、現地機関からの事故報告を受け、次の業務を行う。

①事故原因を技術的に分析して、安全対策の充実を図る。

②事故事例を収集、整理してデータベース化を図り、事故の再発防止に務める。

③安全施工技術のデータベース化を図り、工事の安全普及に務める。

- (2) 事故調査委員会では、必要に応じて外部の学識経験者等の意見を聞くことができる。

- (3) 事故調査委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員会を開催する。

4 庶務担当

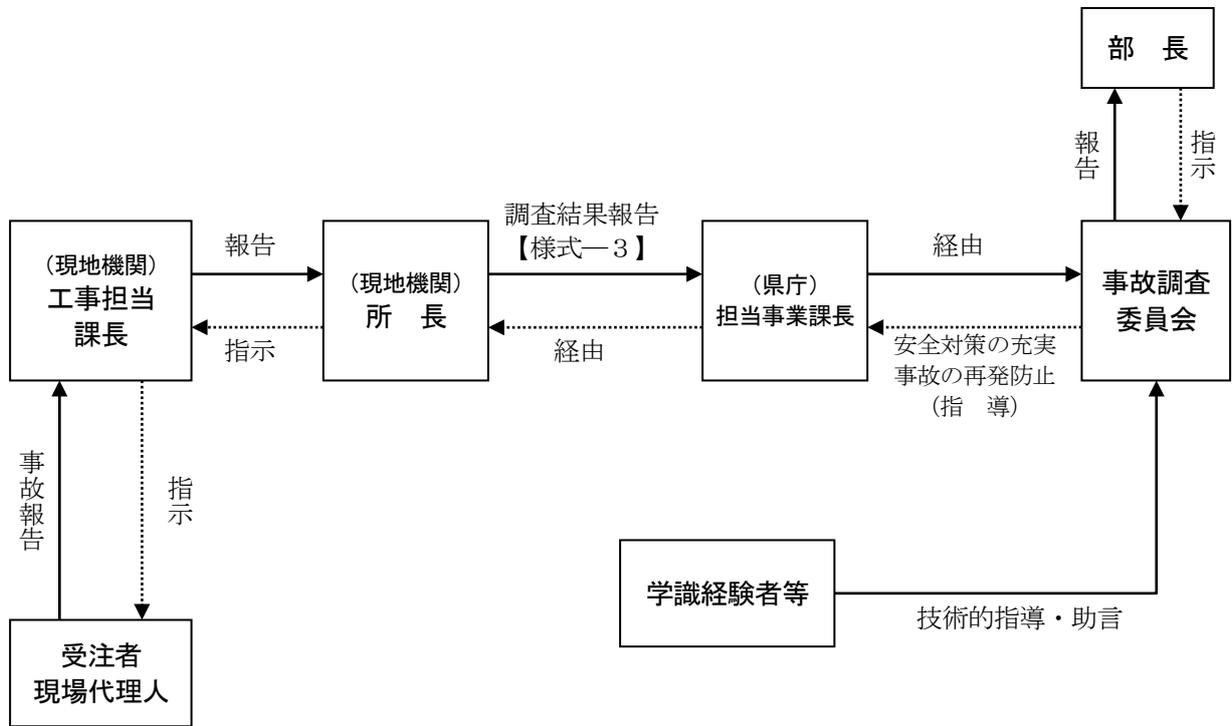
事故調査委員会の庶務は、技術管理室基準指導班に置く。

5 適用

この要領は、平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

別図-3



事故調査結果報告書

事務所名

事業年度	平成 年度	工事名	
路河川名		工期	年 月 日～ 年 月 日
箇所名			
請負業者名			
事故 内容	発生日時等		
	発生場所		
	被災者名		
	被災程度		
工事担当課・係			
工事概要			
調査結果 及び事故原因			
事故後の処置 及び改善事項			
労働基準監督署 の意向			

注) 1 必要な資料添付のこと。

2 調書の枠内に書き込めない場合は、必要項目について別紙に記入のこと。

長野県建設部土木工事関係者連絡会議設置指導要領

1 目的

工事関係者連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

2 連絡会議の設置指導

発注者(現地機関)は、請負業者(発注者と契約を交わした者)が対象工事現場ごとに連絡会議を設置するよう指導するものとする。

3 連絡会議の組織

連絡会議の組織は、次の事項に沿って対象現場ごとに定める。

- (1) 連絡会議は、対象工事現場に関連するすべての請負業者(発注者と契約を交わした者)を会員として構成する。
- (2) 連絡会議には、会長、副会長及び幹事をおく。
- (3) 発注者(現地機関)はオブザーバーとして参画し、助言等を行う。
- (4) 会議には、会員(請負業者)にあつては現場代理人及び専任の主任技術者(または監理技術者)、発注者(現地機関)にあつては工事担当課・係長及び監督員が参画するものとし、必要に応じて関係者も参画できるものとする。

4 連絡会議の対象工事現場

連絡会議の対象工事現場は次の場合とする。

- (1) 事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
- (2) 工区を分割して行う工事
- (3) 複数の請負業者が、同一区域で工事を行う場合
- (4) 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
- (5) その他、工事間の調整を必要とする工事

5 連絡会議の業務

連絡会議において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 各関連工事の工程の調整
- (2) 関連する仮設構造物の調整
- (3) 緊急時(災害発生時)の連絡・避難等体制の整備
- (4) 公衆災害防止の徹底
- (5) 安全パトロールの実施
- (6) 現場作業者に対する安全教育の徹底
- (7) 各種の安全に関する講習会・研修会の実施
- (8) その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整

6 事務局

連絡会議の事務局は、会長が所属する請負業者におく。

7 適用

この要領は、平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

様式－1 (記入例)

事故等概要報告書

(第1報)

長野県 ○○建設事務所		発生日時	平成27年5月5日(月)8時30分頃	
		発生場所	路河川名：(砂) ○○沢 箇所：△△市□□	
事故等の発生した工事の概要 (工事に関する場合)				
工 事 名	平成27年度 社会資本整備総合交付金 (○○) 工事	工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
工 事 場 所 (住所地名)	△△市☆☆工区 (△△市□□)	工 事 概 要	溪流保全工 L=50.0m ブロック積護岸工 SL=3.0m～3.8m A=170m ² 帯工 N=3 基 V=200m ³	
元請業者名 (代表者氏名)	(株)▼▼建設			
先頭に事故の概要を簡潔に記載		事 故 等 の 状 況		
発生経緯 及び 原因	<p>○BHと足場板に挟まれ足と腰を負傷</p> <p>H27.5.5 8時30分頃</p> <p>帯工のコンクリート打設作業中であった。クレーン仕様のバックホウを使用し、コンクリートバケットにて打設を行っている最中、バックホウが、地盤の緩みによりバランスを失い転倒し、下部で作業を行っていた作業員がBHのアームと足場板に挟まれ、足と腰を負傷した模様。</p> <p>08:40 現場代理人が△△消防署へ連絡</p> <p>09:00 救急車により被災者を△△病院まで搬送</p> <p>10:40 労働基準監督署へ連絡。</p> <p>10:40 ○○建設事務所へ第一報</p>		被 災 者 災 害 状 況 等 数	<p>【被災者数】 1名</p> <p>【被害者】○○○(才) 所属会社：△△土建(株) (1次下請け) △△町○○番地</p> <p>【診断結果】右大腿部骨折 (全治3ヶ月)</p> <p>【現在】△△病院へ入院</p>
	<p>措置状況及び対応方針</p> <p>・本日の作業は中止。</p> <p>・今後、労基署の実況検分が行われる見込み。</p> <p>・作業再開は、労基署の判断を踏まえ、安全対策を講じた上で検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様式は、県技術管理室ホームページの 長野県工事関係書類ダウンロード一覧 No49 工事事故速報、報告書にデータあり 「http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/documents/49_kouji-jiko-gaiyou-houkoku.doc」</p> </div>			事 故 災 害 状 況 図
			【別紙添付可】	
		報道等の発表等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (○○新聞5/6朝刊)	
		備	考	

※ 水質問題等、工事を伴わない場合は、事故等の状況欄から記入

※ 新聞記事等のコピーを添付のこと

長 様

技術管理室長

建設工事事務データベース報告について(通知)

このことについて、平成 13 年 12 月 17 日付け事務連絡で国土交通省大臣官房技調課課長補佐から別紙のとおり依頼がありました。

内容は、国土交通省では平成 12 年 2 月に建設工事事務データベースを立上げ、データベースを活用し、工事事務の分析及びその対策の検討を行ってきたところではありますが、今後も、より一層工事事務対策の検討を行うため、データベースの調査項目の充実や報告様式の一部変更を行なうと共に報告書提出の迅速を図るため、インターネット利用による報告システムを構築したので、今後の事故データベースの報告は当該システムを利用されたいとのこととなります。

つきましては、今後の事故データベースの報告書は下記により提出をお願いします。なお、請負者への周知等は貴職からお願いします。

記

1 工事事務報告用[各様式・報告システム]について

- (1)別紙-1、別紙-2 を参照して下さい。
- (2)適用開始時期

国土交通省では正式運用を平成 14 年 4 月から予定しておりますが、平成 13 年 11 月以降の報告書からは適用可能となっております。

2 報告対象事故

別紙-3 のとおり

建設部発注工事で発生した労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故)、もらい事故、死傷公衆災害、物損公衆災害など

3 報告書提出方法等

- (1)事故報告書等

①ホームページを利用する方法

請負者用:ホームページ上で様式取得・入力し、発注者に入力した旨報告する。

発注者用:ホームページ上で様式取得・入力し、技術管理室へ入力した旨報告する。

②事故発生状況調書は今まで通り技術管理室から SAS センターへホームページ上で提出します。

(2) 報告書をホームページを利用して報告する場合の具体的な方法等については別紙-4 を参考にするとともに質問等は技術管理室及びシステム等の詳細内容は直接 SAS センターに聞いてください。

4 報告書提出期限

事故発生後、原則として1ヶ月以内(現地機関から技術管理室)

5 その他

(1) 事故発生時の報告(速報)等は今まで通り速やかに事業課及び技術管理室に報告してください。

(2) 本県のログイン ID・パスワード(取扱注意)の取扱いについては請負者に漏れないようご配慮願います。

(3) 報告提出方法については今後具体的に実施する中で変更することもありますのでご了承ください。

(4) 平成12年6月6日付け12監技第87号技術管理室長通知「工事事務報告書の作成について」は平成14年3月31日をもって廃止します。

注1: ホームページを利用して事故報告書を作成する場合の留意事項について
アクセス先 <http://sas.ejcm.or.jp/>

受注者がホームページ上で実施する内容等

「建設工事事務データベース操作マニュアル」受注者用を参照のこと

発注者がホームページ上で実施する内容等

「建設工事事務データベース操作マニュアル」発注者用を参照のこと

注2: 土木工事現場必携掲載に当り、別紙-1、別紙-2、別紙-4の内容は上記ホームページ内容のため未掲載とした

別紙-3 提出対象事故の定義

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 (工事作業が起因して工事関係者が死傷した事故)</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下工事区域という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業(工事共通仕様書の総則「1-1-38 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という)が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>※ 工事作業場: 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※ 隣接区域: 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 (第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故)</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>
<p>死傷公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
<p>物損公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に業がる可能性の高かった事故。</p>

・ 入札参加停止措置要領に基づく報告

事故が発生した場合、長野県建設工事等入札参加停止措置要領に基づく報告が必要となる場合がある。

長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領

(平成23年3月18日22建政技第337号)

(最終改正 平成27年4月8日27建政技第10号)

この要領は、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量・調査・設計・工事監理の委託及び森林整備業務の請負並びに森林整備業務に係る測量・調査・設計の委託（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、県が行う入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第5 発注機関の長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件の一に該当すると認められるときは、遅滞なく様式第1号により委員会に報告しなければならない。また、別表第1-2第1号、第3号に該当した場合は、措置要件の該当の有無に関係なく報告するものとする。

別表第1-2 事故等に基づく措置基準

	措 置 要 件	期 間
安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき	1か月以上6か月以内
	2 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	1か月以上3か月以内
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2週間以上4か月以内
	4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上2か月以内

様式第1号（第5関係）

第 号
年 月 日

（ 課経由）
長野県建設工事請負人等選定委員会
委員長 様

発注機関の長 印

報 告 書

建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

工事 (業務) 概要	発注機関名			
	工事(業務)名			
	工事(業務)箇所			
	請負(委託)金額		工期	
受注 (受託) 者	商号又は名称		所在地	
	代表者名		建設業許可番号 (業者コード)	
下請業者	商号又は名称		所在地	
	代表者名		建設業許可番号 (業者コード)	
措置要件該当行為の概況	※措置要件に該当しない場合は、空欄とする。 ※該当する場合は、別表の該当要件を記載する。			

共 3 建設工事における技術者制度

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 26 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

1 建設業法等における技術者制度

(1) 建設工事における技術者制度

建設業法においては、建設工事の請負契約の適正な締結・履行の確保及び適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進することを目的として、必要な知識及びその応用能力を持った技術者を営業所や工事現場に設置することを求めています。

また、工事の品質を確保するため長野県独自に技術者の配置を求めています。

1) 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業)：一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外)：一級国家資格者、指導監督的実務経験者(年数規定有)

◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
(原則として、工事現場が、当該営業所と同一の地域振興局管内にあること。)
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経営業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

3) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

4) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

5) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

- 6) 工事現場ごとに専任すべき技術者(建設業法第26条第3項)(建設業法施行令第27条第1項) 公共性のある工作物に関する請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に設置される技術者(主任技術者又は監理技術者)は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

表-1 建設業法等における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業			その他 (左以外の22業種)		
		土木工事業 舗装工事業 造園工事業	鋼構造物工事業 管工事業	建築工事業 電気工事業			
建設業 許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,000万円 (注1) 以上	4,000万円 (注1) 未満	4,000万円(注1) 以上の下請契約 はできない	4,000万円 以上	4,000万円 未満	4,000万円以上 の下請契約は できない。
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件 (注3)	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額 ・3,500万円(注2)以上					
	予定価格が「WTO適用基準額」以上で、かつ「特別重点調査」を実施した工事	<u>監理技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>	<u>主任技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>		<u>監理技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>	<u>主任技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>	
	契約後確認調査(書面調査)を実施した工事	請負金額3,500万円以上(注2) <u>主任(監理)技術者と同等の要件(入札参加の基本要件)を満たす技術者を専任で別途配置(現場代理人と兼務不可)</u>			請負金額3,500万円未満(注2) <u>主任技術者を専任で配置</u>		
	監理技術者資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	

↑
資格者証交付のための講習の受講義務付け

- (注1) 建築一式工事の場合は6,000万円
(注2) 建築一式工事の場合は7,000万円
(注3) 長野県では土木工事一式工事の場合、別の資格要件を定めています。

共3-19参照

※1 下線は長野県独自

(2) 主任技術者や監理技術者の要件

主任技術者や監理技術者になるためには、業種ごとに(表-2)の要件を満たしていなければなりません。特に、指定建設業(土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業(注)、造園工事業(注))の監理技術者の要件は国家資格者に限られており、より厳しいものとなっています。

表-2 主任技術者・監理技術者の資格要件

		資格要件
主任技術者		1) 指定学科を修めて卒業後 ①高等学校(旧実業学校を含む。) 5年以上 ②中等教育学校 5年以上 ③高等専門学校(旧専門学校を含む。) 3年以上 ④大学(旧大学を含む。) 3年以上 ⑤専修学校専門課程 5年以上 ⑥専修学校専門課程(高度専門士、専門士) 3年以上 の実務経験を有するもの。 2) 10年以上の実務経験を有するもの 3) 1・2級施工管理技士等の国家資格者等(「参考資料」参照)
監理技術者	指定建設業以外	1) 1級施工管理技士等の国家試験者「参考資料」参照 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請負、その請負金額が4,500万円以上(平成6年12月28日前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事については1,500万円以上)のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有するもの 3) 1)又は2)と同等以上と認められるもの
	指定建設業	1) 1級施工管理技士等の国家資格者等「参考資料」参照 2) 国土交通大臣特別認定者

※ 長野県では土木工事一式工事の場合、別の資格要件を定めています。共3-19参照

(3) 監理技術者について(資格者証と講習)

専任の監理技術者として建設工事に携わる者は、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。

監理技術者資格者証の交付は、資格を有している者(表-2参照)で、監理技術者講習終了の有無にかかわらず可能です。ただし、監理技術者資格者証の交付を大臣認定の資格で受ける者は、資格者証とは別に大臣認定の更新手続き(大臣認定の有効期限前の1年以内に監理技術者講習の終了)が必要で

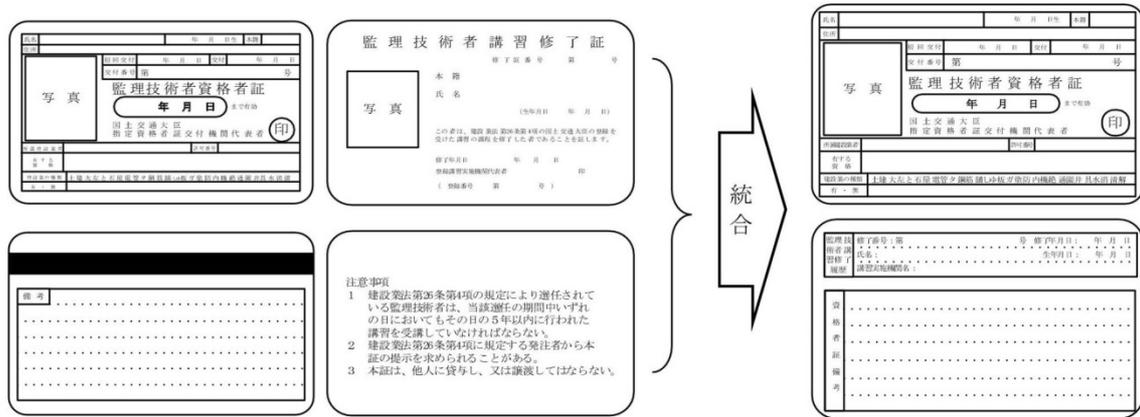
監理技術者講習の登録講習実施機関一覧

名称	連絡先	ホームページアドレス
(一財)全国建設研修センター	042-300-1741	http://www.ictc.jp
(一財)建設業振興基金	03-5473-1586	http://www.fcip-ko.jp/
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423	http://www.eicm.or.jp/
(株)総合資格	03-3340-3081	http://www.shikaku.co.jp/
(株)日建学院	03-3988-1175	http://www.nik-g.com
(公社)日本建築士会連合会	03-3456-2061	http://www.kenchikushikai.or.jp/

(4) 監理技術者資格者証の携帯

監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。(平成28年6月までに、資格者証の更新あるいは5年以内とされている講習を修了されている場合は、資格者証とあわせて監理技術者講習修了証についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。)

図-2-1 監理技術者資格証



平成 28 年 6 月から監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合され 1 枚になります。資格者証の裏に講習修了履歴ラベルを貼付する形になります。

図-2-2 監理技術者資格者証（裏面）
（講習修了履歴ラベル貼付）

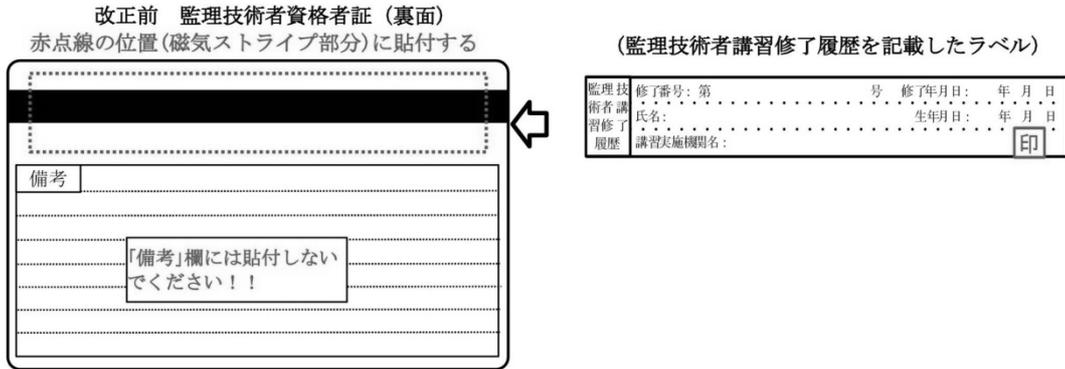
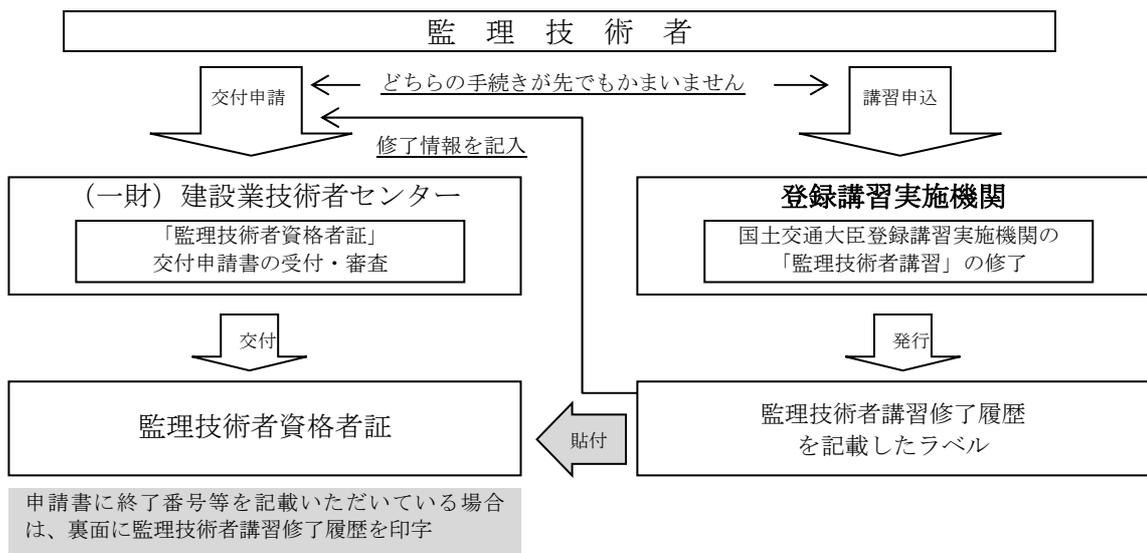


表-3 「監理技術者資格者証」交付と「監理技術者講習修了履歴ラベル」発行の流れ



監理技術者資格者証交付に関する問い合わせ先

(一財) 建設業技術者センター

長野県支部 026-224-7044

〒380-8537 長野市南石堂町 1230 番地の 6 長建ビル 4F

本 部 03-3514-4711

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 4F

参考資料

建設工事の種類別技術者資格要件（実務経験のみで該当する場合を除く）
 （技能検定 2 級の経験年数は平成 16 年度以降に合格した者の年数）

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
土木一式工事	①技術検定合格者 ・建設機械施工技士 ・土木施工管理技士（2 級は土木） ②技術士 2 次試験合格者 ・建設部門 ・農業部門（「農業土木」） ・森林部門（「森林土木」） ・水産部門（「水産土木」） ・総合技術管理部門（建設、農業「農業土木」、森林「森林土木」、水産「水産土木」）	①技術検定合格者 ・1 級建設機械施工技士 ・1 級土木施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 ・建設部門 ・農業部門（「農業土木」） ・森林部門（「森林土木」） ・水産部門（「水産土木」） ・総合技術管理部門（建設、農業「農業土木」、森林「森林土木」、水産「水産土木」）
建築一式工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士（2 級は建築） ②建築士免許を受けたもの ・建築士（1 級、2 級）	①技術検定合格者 ・1 級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・1 級建築士
大工工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士（2 級は躯体又は仕上げ） ②建築士免許を受けたもの ・建築士（1 級、2 級） ・木造建築士 ③技能検定合格者（1、2 級とも） ・建築大工 ・型枠施工 （2 級は合格後 3 年以上の実務経験が必要） ④登録基幹技能者講習修了者 ・登録型枠基幹技能者 ・登録建築大工基幹技能者	①技術検定合格者 ・1 級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・1 級建築士
左官工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士（2 級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2 級とも） ・左官 （2 級は合格後 3 年以上の実務経験が必要） ③登録基幹技能者講習修了者 ・登録左官基幹技能者 ・登録外壁仕上げ基幹技能者	①技術検定合格者 ・1 級建築施工管理技士
とび・土工・コンクリート工事	①技術検定合格者 ・建設機械施工技士 ・土木施工管理技士（2 級は土木又は薬液注入） ・建築施工管理技士（2 級は躯体） ②技術士 2 次試験合格者 ・建設部門 ・農業部門（「農業土木」） ・森林部門（「森林土木」） ・水産部門（「水産土木」） ・総合技術管理部門（建設、農業「農業土木」、森林「森林土木」、水産「水産土木」） ③技能検定合格者（1、2 級とも） ・とび ・とび工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工・ウェルポイント施工 （2 級は合格後 3 年以上の実務経験が必要。）	①技術検定合格者 ・1 級建設機械施工技士 ・1 級土木施工管理技士 ・1 級建築施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 ・建設部門 ・農業部門（「農業土木」） ・森林部門（「森林土木」） ・水産部門（「水産土木」） ・総合技術管理部門 （建設、農業「農業土木」、森林「森林土木」、水産「水産土木」）

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
とび・土工・コンクリート工事	③技能検定合格者（1、2級とも） ・とび ・とび工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工・ウェルポイント施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要。） ④登録技術試験合格者 ・登録地すべり防止工事試験 ・登録基礎ぐい工事試験 （合格後1年以上の実務経験が必要） ⑤登録基幹技能者講習修了者 ・登録橋梁基幹技能者 ・登録コンクリート圧送基幹技能者 ・登録トンネル基幹技能者 ・登録機械土工基幹技能者 ・登録PC基幹技能者 ・登録鳶・土工基幹技能者 ・登録切断穿孔基幹技能者 ・登録エクステリア基幹技能者 ・登録グラウト基幹技能者 ・登録運動施設基幹技能者 ・登録基礎工基幹技能者 ・登録標識・路面表示基幹技能者 ⑥（一社）斜面防災対策技術協会又は（社）地すべり対策技術協会の地すべり防止工事士の登録者 （登録後1年以上の実務経験が必要）	
石工事	①技術検定合格者 ・土木施工管理技士（2級は土木） ・建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ブロック建築 ・ブロック建築工 ・石材施工 ・石積み ・石工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ・コンクリート積みブロック施工 ③登録基幹技能者講習修了者 ・登録エクステリア基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士
屋根工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②建築士免許を受けた者 ・建築士（1級、2級） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・建築板金（ダクト板金作業、内外装板金作業） ・板金（建築板金作業） ・板金工（建築板金作業） ・かわらぶき ・スレート施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ④登録基幹技能者講習修了者 ・登録建築板金基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・1級建築士

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
電気工事	①技術検定合格者 ・電気工事施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・電気電子部門 ・建設部門 ・総合技術監理部門（電気電子、建設） ③電気工事士免状交付者 ・電気工事士（第1、2種） （2種は免状交付後3年以上の実務経験が必要） ④電気主任技術者免状交付者 ・電気主任技術者（第1、2、3種） （免状交付後5年以上の実務経験が必要） ⑤登録技術試験合格者 ・建築設備士 ・登録計装試験 （合格後1年以上の実務経験が必要） ⑥登録基幹技能者講習修了者 ・登録電気工事基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級電気工事施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・電気電子部門 ・建設部門 ・総合技術監理部門 （電気電子、建設）
管工事	①技術検定合格者 ・管工事施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・機械部門（「流体工学」又は「熱工学」） ・上下水道部門 ・衛生工学部門 ・総合技術監理部門（機械「流体工学」又は「熱工学」、上下水道、衛生工学） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・建築板金（ダクト板金作業） ・冷凍空気調和機器施工 ・配管（建築配管作業） ・配管工 ・空気調和設備配管 ・給排水衛生設備配管 （2級は合格後3年以上の実務経験が必要。） ④給水装置工事主任技術者免状交付者 ・給水装置工事主任技術者 （免状交付後1年以上の実務経験が必要） ⑤登録技術試験合格者 ・建築設備士 ・登録計装試験 （合格後1年以上の実務経験が必要） ⑥登録基幹技能者講習修了者 ・登録配管基幹技能者 ・登録ダクト基幹技能者 ・登録冷凍空調基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級管工事施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・機械部門 （「流体工学」又は「熱工学」） ・上下水道部門 ・衛生工学部門 ・総合技術監理部門 （機械「流体工学」又は「熱工学」、上下水道、衛生工学）
タイル・れんが・ブロック工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士（2級は躯体又は仕上げ） ②建築士免許を受けたもの ・建築士（1級、2級） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・タイル張り ・タイル張り工 ・築炉 ・築炉工 ・ブロック建築 ・ブロック建築工	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・1級建築士

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
	(2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要) ・れんが積み ・コンクリート積みブロック施工 ④登録基幹技能者講習修了者 ・登録エクステリア基幹技能者 ・登録タイル張り基幹技能者	
鋼構造物工事	①技術検定合格者 ・土木施工管理技士(2級は土木) ・建築施工管理技士(2級は躯体) ②建築士免許を受けたもの ・1級建築士 ③技術士2次試験合格者 ・建設部門(鋼構造及びコンクリート) ・総合技術監理部門(建設「鋼構造物及びコンクリート」) ④技能検定合格者(1、2級とも) ・鉄工(「製罐作業」、「構造物鉄工作業」) ・製罐 (2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要) ⑤登録基幹技能者講習修了者 ・登録橋梁基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・1級建築士 ③技術士2次試験合格者 ・建設部門 (「鋼構造及びコンクリート」) ・総合技術監理部門 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)
鉄筋工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士(2級は躯体) ②技能検定合格者(1、2級とも) ・鉄筋組立て ・鉄筋施工(「鉄筋施工図作成作業」又は「鉄筋組立て作業」) (2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要) ③登録基幹技能者講習修了者 ・登録PC基幹技能者 ・登録鉄筋基幹技能者 ・登録圧接基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士
舗装工事	①技術検定合格者 ・建設機械施工技士 ・土木施工管理技士(2級は土木) ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・総合技術監理部門(建設) ③登録基幹技能者講習修了者 ・登録運動施設基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ②技術士2級試験合格者 ・建設部門 ・総合技術監理部門(建設)
しゅんせつ工事	①技術検定合格者 ・土木施工管理技士(2級は土木) ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・水産部門(「水産土木」) ・総合技術監理部門(建設、水産「水産土木」) ③登録基幹技能者講習修了者 ・登録海上起重基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門 (建設、水産「水産土木」)

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
板金工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ 板金 ・ 工場板金 ・ 建築板金（ダクト板金作業、内外装板金作業） ・ 打出し板金 ・ 板金工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ③登録技術試験合格者 ・ 登録建築板金基幹技能者	①技術検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士
ガラス工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ ガラス施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ③登録技術試験合格者 ・ 登録硝子工事基幹技能者	①技術検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士
塗装工事	①技術検定合格者 ・ 土木施工管理技士（2級は鉄構造物塗装） ・ 建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ 塗装 ・ 木工塗装 ・ 木工塗装工 ・ 建築塗装 ・ 建築塗装工 ・ 金属塗装 ・ 金屑塗装工 ・ 噴霧塗装 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要。） ・ 路面標示施工 ③登録技術試験合格者 ・ 登録建設塗装基幹技能者 ・ 登録外壁仕上基幹技能者 ・ 登録標識・路面表示基幹技能者	①技術検定合格者 ・ 1級土木施工管理技士 ・ 1級建築施工管理技士
防水工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ 防水施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ③登録技術試験合格者 ・ 登録防水基幹技能者 ・ 登録外壁仕上基幹技能者	①技術者検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士
内装仕上工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②建築士免許を受けたもの ・ 建築士（1級、2級） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・ 畳製作 ・ 畳工 ・ 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ③登録技術試験合格者 ・ 登録内装仕上工事基幹技能者	①技術検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・ 1級建築士

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
機械器具設置 工事	①技術士2次試験合格者 ・機械部門 ・総合技術監理部門（機械）	①技術士2次試験合格者 ・機械部門 ・総合技術監理部門（機械）
熱絶縁工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・熱絶縁施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要。） ③登録技術試験合格者 ・登録保温保冷基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士
電気通信工事	①技術検定合格者 ・電気通信工事施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・電気電子部門 ・総合技術監理部門（電気電子） ③電気通信主任技術者証交付者 （資格者証交付後5年以上の実務経験が必要） ④登録技術試験合格者 ・登録電気工事基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級電気通信工事施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・電気電子部門 ・総合技術監理部門（電気電子）
造園工事	①技術検定合格者 ・造園施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・森林部門（「林業」、「森林土木」） ・総合技術監理部門 （建設、森林「林業」、「森林土木」） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・造園 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ④登録技術試験合格者 ・登録造園基幹技能者 ・登録運動施設基幹技能者	①技術検定合格者 ・1級造園施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・森林部門（「林業」、「森林土木」） ・総合技術監理部門（建設、森林 「林業」、「森林土木」）
さく井工事	①技術士第2次試験合格者。 ・上下水道部門（「上水道及び工業用水道」） ・総合技術監理部門（上下水道「上水道及び工業用水道」） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・さく井 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ③登録技術試験合格者 ・登録地すべり防止工事試験 （合格後1年以上の実務経験が必要） ④（一社）斜面防災対策技術協会又は（社）地すべり対策技術協会の地すべり防止工事士の登録者 （登録後1年以上の実務経験が必要）	①技術士2次試験合格者 ・上下水道部門 （「上水道及び工業用水道」） ・総合技術監理部門 （上下水道「上水道及び工業用水道」）
建具工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技師（2級は仕上げ） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・建具製作 ・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・木工（「建具製作作業」） ・建具工	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技師

工事の種類	主任技術者の要件	
	(2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要) ③登録技術試験合格者 ・登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	
水道施設工事	①技術検定合格者 ・土木施工管理技士(2級は土木) ②技術士2次試験合格者 ・上下水道部門 ・衛生工学部門(「水質管理」、「廃棄物管理」、「汚物処理」) ・総合技術監理部門 (上下水道、衛生工学「水質管理」、「廃棄物管理」)	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・上下水道部門 ・衛生工学部門 (「水質管理」、「廃棄物管理」、「汚物処理」) ・総合技術監理部門(上下水道、衛生工学「水質管理」、「廃棄物管理」)
消防施設工	①消防設備士免状の交付者(消防法) ・消防設備士(甲種、乙種) ③登録技術試験合格者 ・登録消火設備基幹技能者	
清掃施設工事	①技術士2次試験合格者 ・衛生工学部門(「廃棄物管理」、「汚物処理」) ・総合技術監理部門 (衛生工学「廃棄物管理」)	①技術士2次試験合格者 ・衛生工学部門(「廃棄物管理」、「汚物処理」) ・総合技術監理部門 (衛生工学「廃棄物管理」)
解体工事	①技術検定合格者 ・土木施工管理技士(2級は土木) ・建築施工管理技士(2級は建築又は躯体) (平成27年度までの合格者は、大臣登録の講習の修了又は1年以上の実務経験が必要) ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・総合技術監理部門(建設) (合格者は、大臣登録の講習の修了、又は1年以上の実務経験が必要) ③技能検定合格者(1、2級とも) ・とび ・とび工 (2級は合格後3年以上の実務経験が必要) とび・土工・コンクリート工事の主任技術者の要件に該当する者 ④登録技術試験合格者 ・登録解体工事試験 ※経過措置(H33.3.31まで)	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 (平成27年度までの合格者は、大臣登録の講習の修了又は1年以上の実務経験が必要) ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・総合技術監理部門(建設) (合格者は、大臣登録の講習の修了、又は1年以上の実務経験が必要) ③主任技術者の要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ※経過措置(H33.3.31まで) 技術検定 1級建設機械施工技士 技術士2次試験合格者 ・農業部門(農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門 (農業「農業土木」、森林「森林土木」、水産「水産土木」)

2 工事現場における現場代理人と主任技術者・監理技術者

(1) 主任技術者

- ① 建設業の許可を受けている建設業者が請負工事を施工する場合は、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くことが義務づけられています。
- ② 公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要があります。
また、低価格で落札した建設工事における配置技術者の増員については、予定価格(消費税を含む。)が「WTO適用基準額」※1以上で、かつ「特別重点調査」※2を実施した工事については、主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任で配置することとします。(平成24年(2012年)11月28日付け24建政技第256号)
※1「WTO適用基準額」
「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)の適用基準額
※2「特別重点調査」
「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領」(平成23年6月24日付23建政技第127号)第9の2の規定に基づき実施する調査
- ③ 公共性のある工作物に関する工事
 - 1) 「国、地方公共団体の発注する工事」、
「鉄道、道路、ダム、下水道、電気事業用施設等の公共的工作物の工事」、
「学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事」をいい、個人住宅を除いては殆どの工事がその対象となっています。
 - 2) この主任技術者の専任制は、元請、下請業者に関わらず適用されます。

(2) 現場代理人

- ① 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人です。
- ② 現場代理人の職務は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除き契約約款に基づく請負者の一切の権限を行使することです。なお、個々具体的な契約に当たっては、現場代理人が請負者の一切の権限を行使することが妥当でないこともあるため、契約約款第10条第3項において、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し請負者が自らこれを行使することができるとしています。
 - 1) 請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領
 - 2) 契約約款第12条第1項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求の受理
 - 3) 契約約款第12条第3項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求に対する決定及びその通知
 - 4) 契約の解除に係る権限
- ③ 常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。
- ④ 常駐義務の緩和について
「現場代理人の兼任」については、以下のURL(県ホームページ)参照。
ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報 > その他入札・契約関連情報 > 建設工事等の現場代理人の兼務について
<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html>
なお、常駐規定が緩和(兼務可)されても、営業所専任技術者と現場代理人の兼務は認められません。

(3) 監理技術者

① 監理技術者を必要とする工事

監理技術者とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第26条第1項により配置が義務付けられている主任技術者のうち、下請契約の請負代金の額(下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の総額が4,000万円、建築工事である場合においては6,000万円)以上になる場合において、元請負人たる特定建設業者が配置しなければならないとされる建設業法第15条第2号の基準を充足する技術者です。

② 監理技術者の専任について

監理技術者は、現場ごとに専任で置く必要があります。

3 技術者と専任制

(1) 専任で設置すべき期間

発注者から直接工事を請け負った場合の主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間は、契約工期とするのが基本です。ただし、下請業者においては受け持つ専門工事の施工が断続的であることが多いため、現場稼働期間と考えるのが適当です。

(2) 「専任」と「常駐」について

工事現場への「専任」は、原則として現場に常駐することを求めることですが、発注者との打ち合わせ等のため現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態も含んでいます。ただし、工事現場を離れている場合においても、緊急時には速やかに対応できる体制であることが必要です。

(3) 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者は、建設工事の適正な施工を確保するために、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要とされており、次のような者の配置は、認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣等)
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合(工事期間のみの短期雇用)

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

受注希望型競争入札(総合評価等含む) = 開札日

一般競争入札 = 入札参加資格確認申請日

指名競争入札 = 入札の執行日

随意契約 = 見積書の提出日

(4) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額(変更)通知書
- (エ) 雇用保険者証

(5) 専任制の特例

「主任技術者の兼務」については、以下のURL(県ホームページ)参照。

ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報 > その他入札・契約関連情報 > 建設工事等の現場代理人の兼務について

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html>

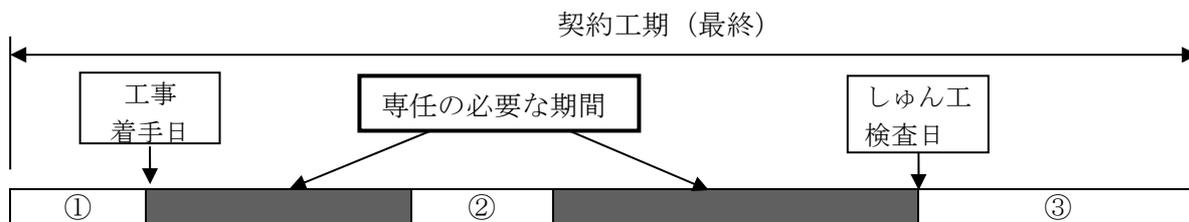
4 専任で設置すべき期間の考え方

(1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置

主任技術者及び監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間について発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にとっては、基本的には契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

I) 工事着手前やしゅん工検査後等の工事現場が稼動していない期間

- ① 工事着手日までの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事の中止期間
工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ しゅん工検査後の期間
工事完成後、しゅん工検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

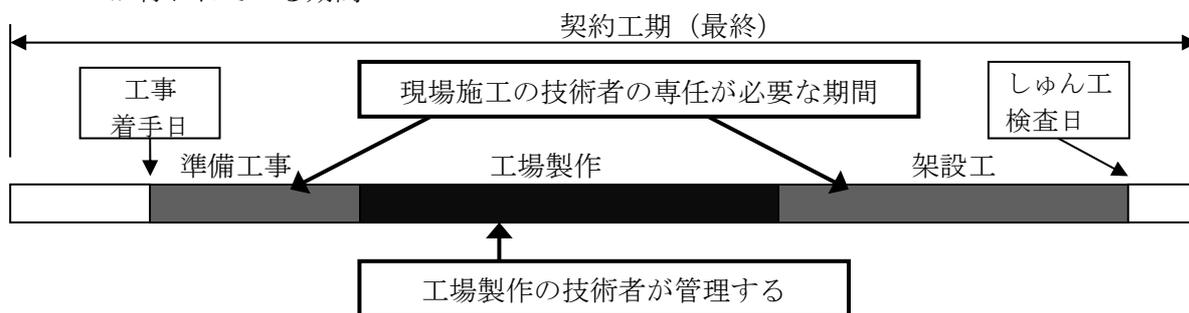


※しゅん工検査が契約工期内に実施されない場合

専任を要する期間は契約工期までだが、しゅん工検査時には現場代理人又は技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制とする。

II) 工場製作のみが行われている期間

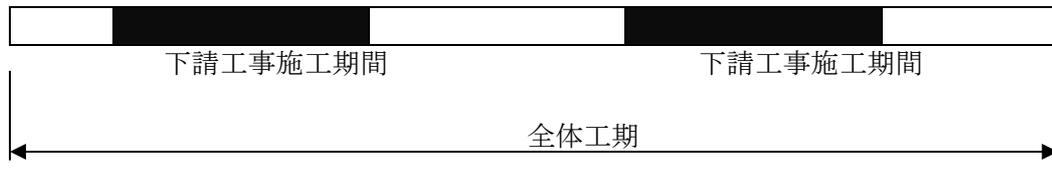
橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



※工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、工場製作の監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(2) 下請工事における専任の必要な期間について

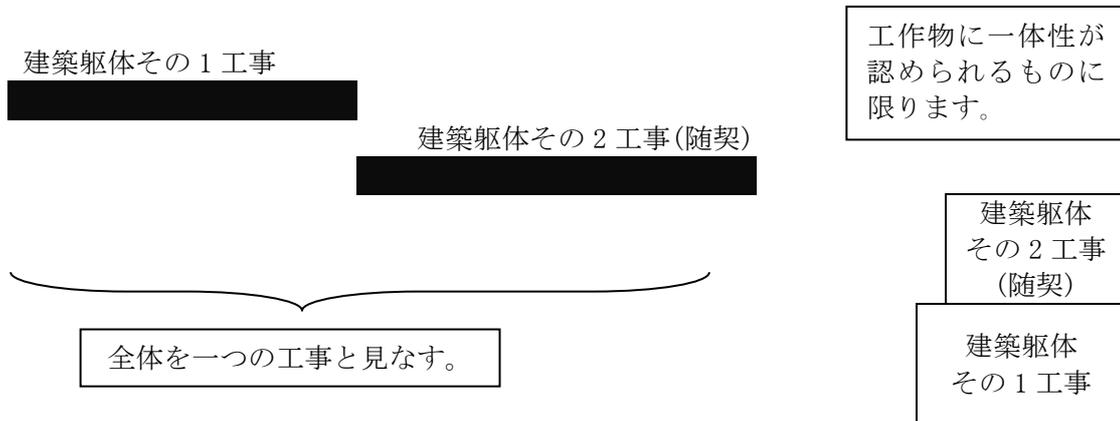
下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とされています。



(3) 工事単位の考え方について

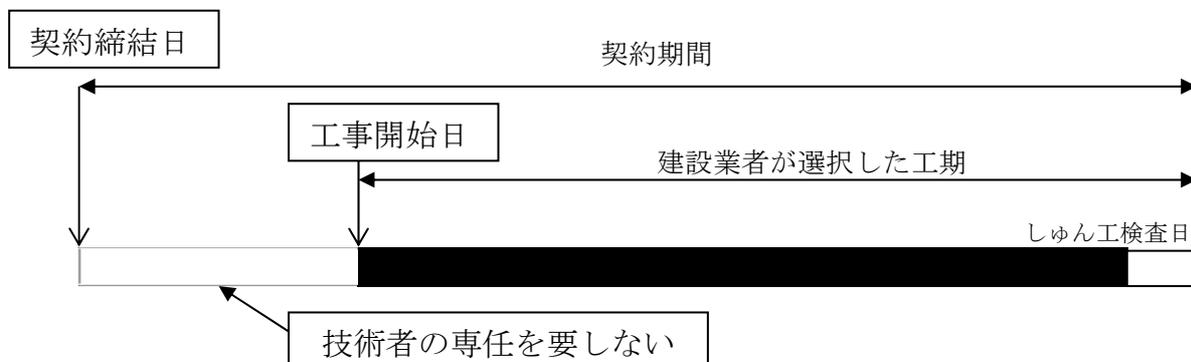
発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、技術上の工事とみなして、当該技術者が当該工事全体を管理するものとすることができます。

この場合、建設業法第3条第1項(一般建設業と特定建設業の区分)、同法第26条第1項及び第2項(主任技術者と監理技術者の区分)等の適用については、一の工事としてこれらの規定を適用します。



(4) フレックス工期の取扱いについて

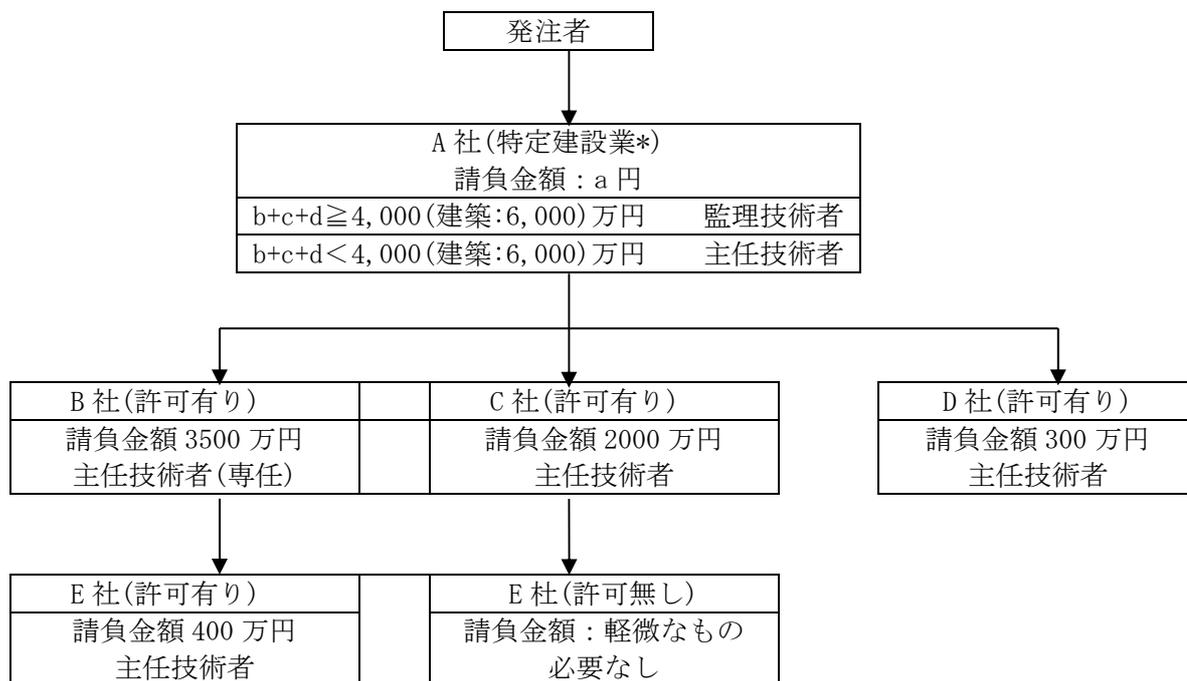
フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが手続上明確になっている契約方式に係る工期をいいます。)を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とし、契約締結日から工事開始日までの期間は、技術者を設置することを要しません。



参照：国土交通省 【監理技術者制度運用マニュアルについて】
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

5 県工事における技術者の配置

(1) 元請負人が配置すべき技術者と、下請負人が配置すべき技術者は次の図のとおり。



図一 1 技術者の設置事例

- ※ b、c、d は B 社、C 社、D 社との契約額をさす。
- ※ 契約額は消費税を含む額である。
- ※ 下請であっても 500 万円以上の工事を行う場合、建設業の許可が必要。
- ※ A 社は、総額 4,000 万円(建築:6,000 万円)以上の下請負契約を行う場合は、特定建設業の許可を必要とする。

(2) 県工事における技術者の要件等

建設工事に係る受注希望型競争入札等公告〔共通事項〕の「別紙1」に記載
「(別紙1)「土木一式工事」における主任技術者又は監理技術者の資格要件」

平成15年8月25日付け15監技第130号
土木部長、農政部長、林務部長、企業局長通知
発注機関の長あて

土木施工管理技術者制度の適用について(通知)

このことについては、平成元年6月1日付け元監第178号「土木施工管理技術者制度の適用について」により取り扱ってきたところですが、その一部を下記のとおり改正しましたので、適正かつ円滑な施工についてご配慮をお願いします。

記

- 1 変更する内容 下表のように区分する金額を「契約金額」から「予定価格」とする。
- 2 技術者の要件は下表のとおり変更ない。

予定価格	主任技術者又は監理技術者
8,000万以上	次のア又はイに掲げる者 ア 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とするものに合格した者又は同法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣の認定した者。 イ 技術士法(昭和32年法律第124号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
3,000万以上 8,000万未満	次のア又はイに掲げる者 ア 技術検定のうち、検定種目を一級、二級の建設機械施工若しくは一級、二級の土木施工管理とするものに合格した者又は同法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣の認定した者。 ただし、監理技術者については一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とするものに合格した者又は同法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣の認定した者。 イ 上記イに掲げる者。

- 3 適用は平成15年9月1日以降公告する工事から適用する。
- 4 下請契約にも適用することとし、その場合には「予定価格」は「契約金額」と読み替える。

※ 土木一式工事に適用

工事現場に置かなければならない技術者

請負金額		1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	7,000万円	
軽微な工事の金額		500万円(建築以外) 1,500万円(建築)		(法第3条第1項、令第1条の2)					
専任制適用金額 (共3-2参照)		3,500万円(建築以外)				7,000万円(建築)			
		(法第26条第3項・令第27条第1項)							
監理技術者と下請負額		4,000万円(建築以外)				6,000万円(建築)			
		(法第3条第1項2号、令第2条)							
現場の技術者の別 (共3-2参照)		主任技術者							→
		(法第26条第1項、法第7条第1項2号イ、ロ、ハ)							
業種						監理技術者			
								(法第26条第2項、法第15条第2項1号イ、ロ、ハ)	
指定建設業 以外の21業種		← 兼任可 →				← 専任必要 →			
		建設業の許可を要しない工事				下請制限額以上となる下請契約をする場合は監理技術者が必要となる 監理技術者資格者証の携帯が必要 (1級の国家資格者又は一定の実務経験を有する者) (施工体制台帳の備付け、施工体系図の掲示義務付け) (法第24条の7第1項・第4項、令第7条の4) 監理技術者資格者証の携帯が必要 (1級国家資格等を有している者)			
指定建設業	電気工事業	500万円		3,500万円		4,000万円			
	造園工事業	500万円		3,500万円		4,000万円			
	管工事業	500万円		3,500万円		4,000万円			
	鋼構造物工事業	500万円		3,500万円		4,000万円			
	舗装工事業	500万円		3,500万円		4,000万円			
	土木工事業	500万円		3,500万円		4,000万円			
	建築工事業	1,500万円		3,500万円		6,000万円		7,000万円	
県 (土木)	主任技術者	実務経験者以上(兼任可)		3,500万円(専任)3,000万円		2級等以上(専任)		8,000万円以上1級等(専任)	
	監理技術者					国家資格者(1級等、専任)			

6 専門技術者とは

土木工事業又は建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事または建築一式工事を施工する場合（許可が不要な軽微な工事である場合を除く）において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有するものを工事現場に置かなければなりません。これを専門技術者といいます。

例えば、建築一式工事を施工する場合で、大工工事、屋根工事、電気工事などの一式工事の内容となる専門工事を一式工事業者が自ら施工しようとする場合は、それぞれの工事種類ごとの主任技術者の資格を有する者＝専門技術者を置かなければなりません。

この場合は、一式工事業者の主任技術者又は監理技術者が、専門工事の資格者の要件をそなえていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

例えば、土木一式の工事に含まれる電気工事を行う場合に考えられる専門技術者の配置は、

- ・ 自らの会社に所属する電気工事の主任技術者の資格をそなえた専門技術者を配置する。
- ・ 電気工事業の許可を受けた建設業者と契約し、下請施工とする。その場合には、その下請負人が電気工事の主任技術者を配置する。

7 共同企業体(JV)と技術者

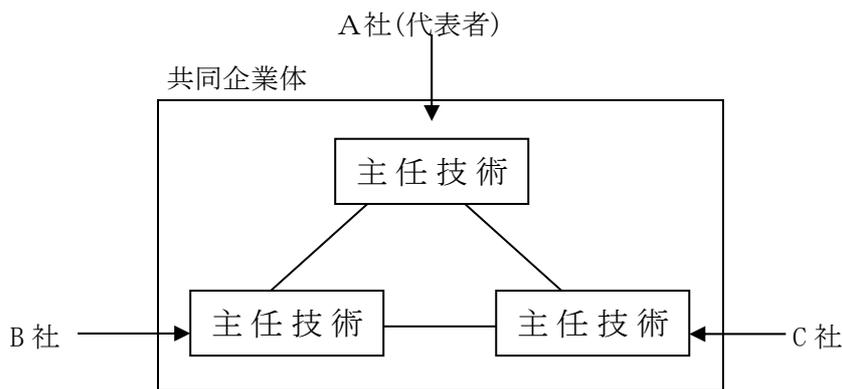
昭和 62 年の中央建設業審議会答申および建議により、共同企業体の活用にあたっての基本的な考え方が示され、「共同企業体運用準則」が定められています。

この中で技術者の扱いは次のとおりとなっています。

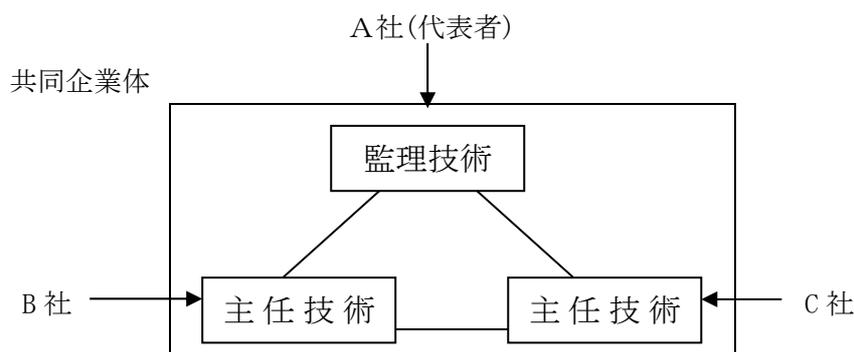
- (1) 特定建設工事共同企業体と技術者全ての構成員が当該工事に対応する建設業についての監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場毎に配置することを要件としています。

例えば、特定建設工事共同企業体が請け負った公共工事では、当該建設工事を施工するために 4,000 万円以上(建築一式工事にあつては 6,000 万円以上)の下請契約を締結する場合、特定建設業者である構成員の一社以上(通常は代表構成員を含む)が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者をそれぞれ専任で配置することが必要です。

なお、主任技術者は国家資格を有する者でなくてはなりませんが、発注機関が例外措置として緩和することが認められています。(公募条件などに示されている)



(1) 下請負契約の総額が
4,000 万円(建築一式工
事では 6,000 万円)未満
の工事の場合



(2) 下請負契約の総額が
4,000 万円(建築一式工
事では 6,000 万円)以
上の工事の場合

(2) 経常建設共同企業体と技術者

経常建設共同企業体では、各構成員は共同施工を確保するため、技術者を適正に配置し得る者でなくてはなりません。具体的には各構成員は以下の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 当該経常建設共同企業体の登録部門に対応する許可業種に係る監理技術者となることができ
る者または国家資格者を有する主任技術者を有していること。
- ② 工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。なお、工事現
場毎の配置の考え方は特定建設工事共同企業体と同じです。

(企業体の2つの方式について)

① 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に関して、技術力を結集することで工事の安定的施工を確保するため、工事の規模や性格等に照らして、共同企業体の施工が必要と認められる場合に、その工事ごとに結成する共同企業体。

② 経常建設共同企業体

中小建設業者等が、継続的な協業関係を確保することでその経済力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。

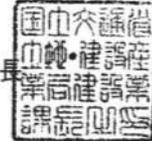
(中小とは資本金3億円以下又は従業員300人以下)



国土建第309号
平成30年12月3日

長野県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第170号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

貴職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項の周知及び徹底方取り計らわれたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは

工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工場の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

(別記1)

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年3月13日

(最終改定 平成28年5月16日)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、当面の間、以下のとおりとする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各建設工事を同一の専任の主任技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

第2 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事

次の条件を全て満たす工事とする。(監理技術者には適用されません。)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) 工事現場の相互の間隔が10k m程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

第3 主任技術者の兼務に関する手続等

1 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金額が3,500万円(建築一式工事である場合は7,000万円)以上の県発注工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合

2 主任技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した県発注工事において、専任を要する主任技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に、「主任技術者兼務届」(様式1)(以下「兼務届」という。)を県発注工事の発注機関の長に提出する。
- (2) 既に受注している県発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を県発注工事の発注機関の長に提出する。

第4 適用時期

平成28年6月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

(別記2)

建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成23年9月23日
(最終改正平成28年5月16日)

長野県建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第3項に基づき、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として、現場代理人の常駐義務を緩和する措置について規定している「長野県建設工事標準請負契約約款に係わる留意事項」(以下「留意事項」という。)第10条関係の1の(2)について、次のとおり試行実施するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

第1 工事等における「現場代理人の兼任」

発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事等については、兼任を認める。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事等

次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 県発注工事等の中で認める。ただし、国又は市町村の工事等(以下「市町村工事等という。」)において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事等の数は、2件までとする。
- (3) 工事等の請負金額は、2件とも3,500万円未満(当初契約)のものとする。ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについては該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2件とも同一事務所管内(10ブロック内)に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する県発注工事等の現場には連絡員を配置する。

2 兼任を認めることができない工事

- (1) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事
- (2) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
- (3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事。

3 兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条

(別記2)

件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

- (7) 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない連絡員を配置すること。

4 留意事項

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

- (1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等

第2 現場代理人の兼任に関する手続き等

1 兼任届の提出

- (1) 県発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（県工事等間の兼任）（様式1、1-3）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (2) 市町村工事等との兼任の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ（既に契約中の県発注工事等と市町村工事等を兼任する場合は、市町村工事等との契約締結までに）、現場代理人兼任届（市町村工事等との兼任）（様式1-2、4、5）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (3) 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

2 発注機関の長による審査

発注機関の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

3 発注機関による契約者への回答

(1) 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。

(2) 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ契約者に返却する。

第3 適用時期

平成23年10月1日以降入札公告する工事等から適用する。

平成25年4月1日現在契約中の工事等及び同日以降契約する工事等から適用する。

平成26年2月27日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事等から適用する。

平成28年6月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

(別記2)

(参考)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正) (平成26年2月3日付け国土建第272号)

1. 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10k m程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差支えない。

建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて

平成31年3月1日
技術管理室

1 目的

現場代理人の常駐義務について、建設業の働き方改革を推進する観点から、家庭の事情等で一時的に現場を離れることを可能とすることで、若手や女性技術者が安心して働ける環境を整えるとともに、将来にわたる建設産業の担い手確保を図る。

2 内容

建設工事現場に、現場代理人の連絡員を配置することにより、現場代理人が一定期間現場を離れる事ができるものとする。

(1) 常駐義務緩和の取扱い

- ・連絡体制として現場には連絡員を配置するものとする。
- ・取扱いは、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて（平成28年5月16日最終改正）」の規定を準用する。

(2) 常駐義務を緩和できる事由

- ・養育中の児童や被介護者の病気やけが
- ・現場の安全管理のための研修・講習等
- ・その他、社会通念上、やむを得ないと認められる事情

3 手続き

- ・連絡員配置届（別紙）を発注者に提出する。
- ・適用日以前に契約済みの工事についても可とする。

4 留意事項

- ・連絡員は現場代理人の指示により業務を行うことから、原則として現場に駐在するものとする。
- ・連絡員を配置する期間は、連続して1週間を上回らないものとするが回数の制限はないものとする。ただし、延べ日数が工期の3分の1を越える場合は、現場代理人を交代するものとする。
- ・現場代理人が主任技術者を兼務している場合は、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化（平成30年12月11日付け30建政第210号）」にも留意することとする。

5 適用日

本通知日以降適用する。

(別紙)

連絡員配置届

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称

代表者名 印

次のとおり、工事請負契約書第 10 条第 3 項に係る規定に基づき、現場代理人の連絡員を配置したいので届け出ます。

工 事 名		
工 事 箇 所		
現 場 代 理 人 氏 名		
連 絡 員	氏 名	
	通 常 連 絡 先	
	緊 急 時 連 絡 先	
期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
理 由		

(注) 連絡員の配置は、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて（平成 28 年 5 月 16 日）」及び「建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成 31 年 2 月 22 日）」によるものとする。

連絡員の配置を認めない場合は、次欄に記載のうえ受注者に返送してください。

上記工事の現場代理人の連絡員については、認めません。

平成 年 月 日

発注機関の長

共 4 適切な施工体制の確保

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 26 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

1 コリンズ (CORINS) 登録と活用

(1) コリンズの登録の対象工事

① 対象工事の登録の種類と工事規模

コリンズへの登録の対象となるのは、国の機関や区市町村等の地方自治体、又は NTT、電力、ガスなどの公益企業が発注する工事で、請負金額が 500 万円（税込み）以上の場合です。

平成 26 年 4 月 7 日 現在

区分	詳細	単位	料金(税込)
実績登録料	コリンズ(5,000 万円以上)	工事 1 件ごと	9,288 円
	コリンズ(2,500 万円以上 5,000 万円未満)	工事 1 件ごと	8,434 円
	コリンズ(2,500 万円未満)	工事 1 件ごと	2,725 円
訂正手数料	コリンズ(2,500 万円以上)	手続きごと	3,024 円
	コリンズ(2,500 万円未満)	手続きごと	2,052 円
実績データ 削除	不必要な登録をしたことにより削除した場合	工事 1 件ごと	登録料金の返金なし
	発注機関指示により削除した場合	工事 1 件ごと	登録料金を返金

② 契約金額に変更があった場合

イ 500 万円未満

500 万円以上となった場合は、すみやかに登録を行います。

ロ 500 万円以上

500 万円未満となった場合は、すみやかに登録の削除を行います。

(2) コリンズの登録手続き手順

① コリンズにログインし「建設実績情報の作成・登録」を行う。

② 登録した内容を発注機関の担当者（監督員、主任監督員等）の確認を受ける。

※「登録のための確認のお願い」の様式をダウンロードし、確認年月日の記入と発注機関の担当者の署名・捺印をもらう。

③ 料金の確認を行い登録する。登録確認後、「登録内容確認書」をダウンロードし発注機関へ提出する。

(3) 登録の単位

工事契約上の 1 契約単位毎行います。

(4) 登録時の種別

登録には、1 契約単位毎に「受注登録」「変更登録」「竣工登録」「登録済みデータの訂正」の 4 つの種別があります。

受注登録：工事を受注した時。契約日を除き 10 日以内に「受注時登録」を行わなければなりません。

変更登録：受注した工事に、工期変更、配置技術者変更、請負金額変更等があった場合。

ただし、工事請負代金のみ変更する場合は原則として登録を必要としない。

竣工登録：工事が竣工した後に行う登録で、完成した工事の実績として評価されます。

登録済みデータの訂正：登録した内容に誤りがあった場合。

(5) コリンズ登録情報の受注者における活用

コリンズ登録により、「企業情報閲覧」や「建設実績技術者情報閲覧」から各種データの閲覧ができます。

(6) コリンズ登録情報の発注者の活用（専任制等の確認）

JACIC が提供する「コリンズ」と CE 財団が提供する「企業情報」を一体的に検索するシステムである「JCIS 検索システム（発注者支援データベースシステム）」により、建設会社の各種データ（工事实績、技術者データ等）の活用が可能です。

特に、監理技術者の専任配置の確認や資格内容の確認等を行うことができ、入札・契約等の適正な執行が確保できます。

(7) 登録の対象となる工事

コリンズへの登録の対象となるのは、国の機関や县市町村等の地方自治体、又は NTT、電力、ガス、鉄道会社等の公益企業（まとめて「公的機関」と呼ぶ）から受注した工事で、請負金額（消費税込み）が 500 万円以上となるものです。（以下「登録対象工事」という）

登録対象工事には、登録をしなければならない「登録義務工事」と、登録をしなくてもよい「任意登録工事」があります。

登録義務工事

発注者と取り交わした工事請負契約図書（共通仕様書、特記仕様書）等にコリンズへの登録を義務付ける旨の記述がある工事の事を言います。この場合、必ずコリンズへの登録を行う必要があります。行わなかった場合は、発注者との契約違反になります。

任意登録工事

登録対象工事のうち、コリンズへの登録を義務付けされていない工事、つまり、「登録義務工事」以外のものと言えます。登録義務の無い場合にも、受注者が自主的に登録することが可能で、「登録義務工事」と同様に工事实績として評価されます。ただし、登録義務工事と同様に、登録前に発注者の内容確認を受ける必要があります。

(8) 登録の単位について

コリンズは、1 契約単位ごとの登録となります。たとえば、同じ工事で、1 期、2 期の別契約となる場合には、それぞれ別に登録する必要があります。

(9) 登録内容確認書

新しいコリンズ・テクリスでは、「登録内容確認書」に登録された内容を掲載しています。従来の工事カルテ受領書・業務カルテ受領書は、「登録内容確認書」となります。

(10) コリンズの登録完了について

- ① コリンズ登録は、しゅん工時登録まで行われて完了になります。
- ② しゅん工時登録した登録内容確認書はしゅん工検査の際に必ず提示してください。
- ③ しゅん工時登録が済んでいない工事は、未完了として扱われます。

① コリンズ登録についての問い合わせ先

日本建設総合情報センター (JACIC) のコリンズ・テクリスセンター（発注機関担当）
TEL 03-3505-0452 FAX 03-3505-0851

② コリンズホームページ <http://ct.jacic.or.jp/>

④ 工事实績情報システム <http://www.ct.jacic.or.jp/teikyou/search.html>

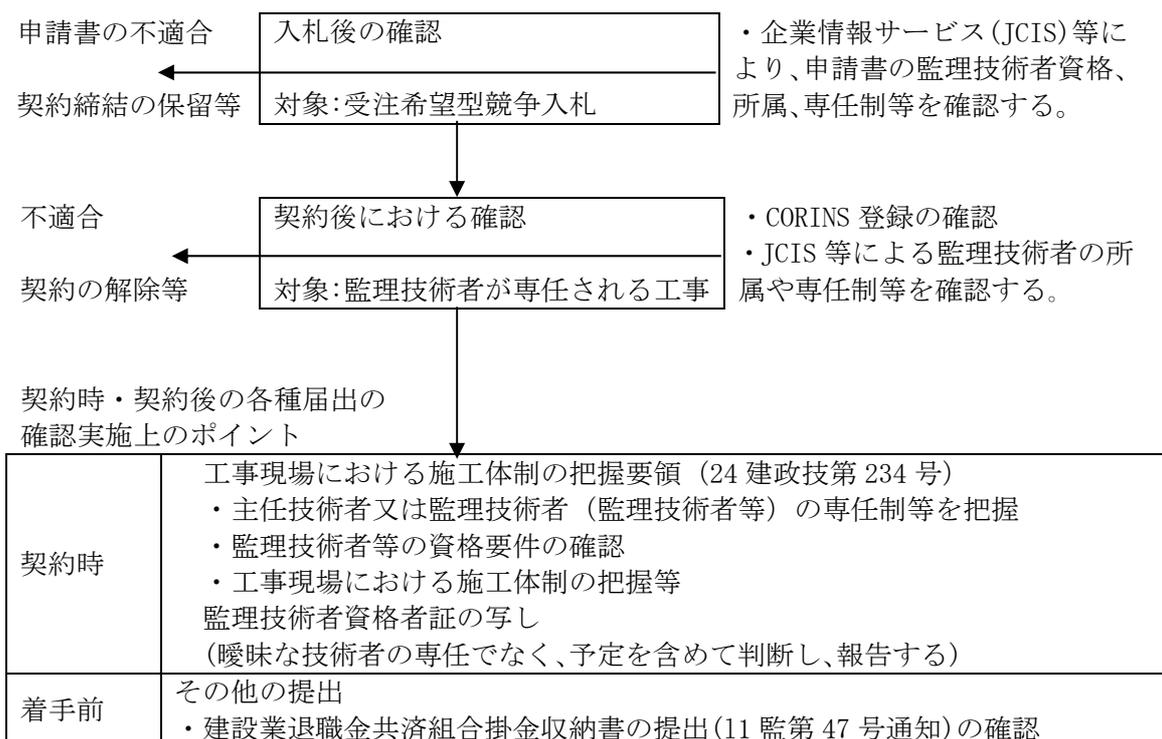
2 施工体制の確認（施工プロセスのチェックリスト）

(1) 発注者の責務

発注者は、請負者が配置した施工技術者の配置状況や工事現場の施工体制が、提出された技術者届や施工体制台帳等と合致しているかを点検しなくてはならない。（適正化法第 14 条）
 施工体制台帳の内容の変更が提出された場合も同様である。

(2) 施工体制の把握の流れ（概要）

入札後、契約後それぞれの時点で施工体制の確保について把握を行う



工事現場における確認のポイント		
着手時・変更時 <ul style="list-style-type: none"> ・登録内容確認書の確認 ・資格者証の確認 ・施工体制台帳の提出 ・施工体系図の提出 	監督時(施工中) <ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の携帯確認 ・常駐の確認 ・施工体制の確認 ・施工体系図の提示確認 ・各種掲示物の確認 	工事完了時 <ul style="list-style-type: none"> ・登録内容確認書の確認 ・取り組み結果について 工事成績への反映

- | |
|--|
| ①以上の内容、経過はしゅん工検査員が再度確認する。
②工事成績に反映する。 |
|--|

(3) 工事現場における施工体制の把握要領

・ 工事現場における施工体制の把握要領の経過

<p>平成 13 年（2001 年）5 月 8 日 13 監技第 48 号</p>	<p>工事現場における施工体制の把握要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件確認。 ・ 契約後及び工事現場における施工体制の把握等 ・ 施工体制台帳等の記載
<p>平成 21 年（2009 年）5 月 13 日 21 建政技第 53 号</p>	<p>工事現場における施工体制の把握要領の一部改正 について（通知）</p> <p>（平成 21 年 5 月 25 日以降の公告等を行う工事から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 把握要領中、「別紙 1」の注 1）但し書及び「別紙 2」の「1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 ○監理技術者（主任技術者）の専任制」欄の但し書の「別途定める価格」は、当分の間、「入札書比較価格（消費税を除く）」に 75/100 を乗じた額（千円の位を四捨五入）（予定価格が 2 億円以上の場合）とする。
<p>平成 24 年（2012 年）10 月 25 日 24 建政技第 234 号</p>	<p>工事現場における施工体制の把握要領の一部改正 について（通知）</p> <p>（平成 24 年 11 月 1 日以降に締結した請負契約（当初）に係る建設工事から適用する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 把握要領中、（別紙－1）表中及び（別紙－2）「施工プロセス」のチェックリストについて、以下を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> ①「1 施工体制 I 施工体制一般 ○施工体制台帳」に健康保険、厚生年金保険、雇用保険等への加入状況の記載の確認 ②「1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 ○下請負者の把握」に県内企業の下請採用状況の確認 ③「2 施工状況 I 施工管理 ○施工管理・工事材料管理」に工事用資材への県内産の使用状況の確認 2 把握要領中、（別紙－1）「*1）監理技術者等の専任を必要とする工事」について、請負者は、当初の請負金額が 2,500 万円以上（建築一式工事にあつては 5,000 万円以上）の工事において「監理技術者等」を専任で置くだけでなく、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様であることを追加する。
<p>平成 28 年（2016 年）1 月 6 日 27 建政技第 215 号</p>	<p>工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知）</p> <p>把握要領中、（別紙－2）「施工プロセス」のチェックリストについて、以下の点を改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①押印欄から「しゅん工検査員」の欄を削除する。 ②「1 施工体制 I 施工体制一般 ○施工体系図」の記載内容を共通仕様書の記載に合わせ次のとおり改正する。 【施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。】を【施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを提出している。】に改正。 ③「2 施工状況 I 施工管理 ○工事の着手」の記載内容を共通仕様書と合わせ改正する。 【工事開始日後、10 日以内に】を【工事開始後、30 日以内に】に改正。 ④備考欄に参考記載されている共通仕様書の項目を更新する。 例【1 編 1-1-5】を【共通編 1-1-1-5】に改正する。

(別紙)

平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 48 号
土木部長、農政部長、林務部長、住宅部長通知
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 建政技第 324 号

工事現場における施工体制の把握要領

1 趣旨

工事の品質確保、安全確保ならびに建設産業の健全な発展のためには、適切な施工体制の下で工事が実施されることが必要である。

また、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）の専任制等の把握の徹底を図るほか、不適切な事例への対応を統一的に実施することが必要である。平成 13 年 4 月 1 日の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札・適正化法）の施行に伴い、施工体制台帳提出の義務づけ（平成 27 年 4 月 1 日からは、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事については、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられる）、発注者による施工体制の確認などが明記され、建設業法施行規則の改正に伴い、平成 24 年 11 月 1 日からは、施工体制台帳等の記載事項へ健康保険等の加入状況が、平成 27 年 4 月 1 日からは、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が追加されることとなった。

さらに、元請企業が下請指導をする際、協力会社組織等の安定的な下請関係によることが望ましいこと、また県内建設業者の社会保険、福祉の充実とさらなる地域経済の活性化を図るため、長野県は元請企業に対し、下請契約における県内企業の優先的な採用を求めることとした。

以上を踏まえて、今後の工事現場における適切な施工体制の確保のため、入札及び契約過程や監督業務において実施すべき把握項目や対応方法を次のとおり定める。

なお、この要領は適宜見直すことができる。

2 工事現場における施工体制の把握について

(1) 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件の確認

- ① 対象工事は、一般競争入札、公募型指名競争入札、受注希望型競争入札の案件とする。
- ② 確認方法は、工事实績情報サービス「CORINS(コリンズ)」等により行う。
- ③ 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の保持等とする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－１のとおりとする。
- ④ 監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- ⑤ 把握結果は、別紙－２に記載する。

(2) 契約後及び工事現場における施工体制の把握等

- ① 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の提示、コリンズ登録、施工体制台帳等の提出、施工体系図等の掲示などとする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－１のとおりとする。
- ② 把握結果は、別紙－２に記載する。（共 4-8 「施工プロセス」のチェックリストを参照）

(3) 施工体制台帳等の記載

記載内容は『社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに関する Q & A』(H24. 9. 27)
(URL : <http://www.mlit.go.jp/common/000225414.pdf>) を参考とする。

なお、一人親方等との下請負契約の締結がある場合は、雇用保険を労災保険特別加入と読みかえ、下表※の記載について確認する。

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号 等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険 ※ 労災保険特別加入		

※ 労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度で、元請負業者が一括加入すると下請負業者へも適用されます。なお、労働者でないことから通常の労災保険が適用されない「中小事業の事業主」や「一人親方」などは、自ら労災保険に特別加入する（『労災保険特別加入制度』）ことにより、労災補償を受けることができます。

4 施工体制の把握に関する法令等

(1) 建設業法、同法施行規則

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令

(3) 「不良不適格業者排除対策について」

(平成 11 年 1 月 27 日付け 10 監第 388 号土木部長通知)

(平成 10 年 12 月 25 日付け建設省建設経済局長ほか通知)

(4) 「施工体制台帳等活用マニュアル」

(平成 15 年 11 月 7 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

(平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局建設業課長改正通知)

(平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)

(5) 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」

(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省大臣官房地方課長ほか通知)

(6) 「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」

(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)

(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局長通知)

(7) 「施工体制台帳の作成等について」

(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)

(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

(平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)

(8) 「監理技術者制度運用マニュアル」

(平成 16 年 3 月 1 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

(平成 28 年 12 月 19 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)

(9) 工事共通仕様書等

(10) 労働者災害補償保険法施行規則

(11) 建設業退職金共済制度の普及徹底について

(平成 11 年 4 月 13 日付け 11 監第 47 号土木部長通知)

(12) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

(平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長建設市場整備課長通知)

(平成 28 年 7 月 28 日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長改訂通知)

附 則

本要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に締結した請負契約(当初)に係る建設工事から適用する。

(別紙-1) 工事現場における施工体制把握事項等

対 象	確認時点	把握内容および方法	
一般競争入札、公募型指名競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	申請書提出時	申請書記載の監理技術者等の資格の確認 所属と雇用関係 *5)の確認	監理技術者資格者証、技術検定合格証明書、健康保険証及び市町村民税特別徴収税額通知書 等
	入札後・契約前		
受注希望型競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	契約時	専任制の確認 *1)	データベース等 *3)
	入札後・契約前		
工事現場毎の施工体制の確認	着手前	資格の確認	資格者証等の提示
		同一性の確認	身分証明書、運転免許証等で確認
		コリンズ登録（登録内容確認書*2)の確認	登録内容確認書の提出 内容の確認
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	下請負人等一覧表の提出 体制台帳、体系図の提出 提出内容の確認(保険等加入状況) 一次下請契約書の写添付 再下請通知書の写添付
	工事施工中 (現場監督時)	県内企業の下請採用状況の確認	県外企業の採用があった場合は、報告書を提出
		常駐状況の確認 同一性の確認	現場に常駐しているか 同一人であるか
		施工体系図の掲示	現場や公衆の見やすい箇所に掲示されているか
	内容変更時点 *4)	施工体制台帳の内容 (備え付け状況を含む)	提出内容と相違ないか (下請状況を含む)
		コリンズ登録	上記に同じ
	その他(各現場で 1回実施)	施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	上記に同じ
		建設業の許可証	許可証の標識の確認
		建設退職金共済制度 労災保険に関する掲示	建退共加入シールの確認 労災保険関係項目の掲示

※点検にあたっては、「施工体制台帳等活用マニュアル」に記載されたチェックポイントを参考とする。

*1) 監理技術者等の専任を必要とする工事

受注者は、請負金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事においては「監理技術者等」を専任で置く必要がある。また、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様である。

さらに、予定価格がWTO適用基準額以上の建設工事であつて別途定める価格未満で落札した場合等は、配置技術者の増員を求めることとなっている。具体的には、主任（監理）技術者と同じ資格者（基本要件）1名を別に専任でおくこととなっている。

また、総額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）の下請け契約を行う工事においては、「主任技術者」にかえて、「監理技術者」を専任で置くことが義務づけられている。

*2) 登録内容確認書

（一財）日本建設情報総合センター(JACIC：ジャシック)が行う工事実績情報サービス「CORINS」（コリンズ）への登録をした後、ダウンロードし印刷したもの。（仕様書により、下請の有無に関係なく、請負額が5百万円以上の工事は提出が義務づけられている。）

*3) データベース等

工事実績情報サービス「CORINS」が公益法人という立場で、各発注機関へ情報提供を行うデータベース。監理技術者の資格者や重複等を確認できる。

*4) 内容変更時点とは

契約変更時に限らず、現場の体制を変更した場合も含む。

*5) 雇用関係とは

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

(H30.10改正)

「施工プロセス」のチェックリスト

(工事現場における施工体制の把握要領 別紙-2)

発注者名 事務所・地域振興局

1. 工事名
2. 工期
3. 受注者名
4. 契約額 円

総括監督員	印
主任監督員	印
監督員	印

- 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
- チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
- 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

細 考 査 項 目 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考 (指示事項及びその是正状況等)	
			着手前	施工中						完成時
1 I 施 工 体 制 一 般	○工程表	・契約締結の5日以内に、工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-5
	○コリンズへの登録 ※工事請負代金額が500万円以上の工事	・事前に監督員等の確認を受け、契約後等の10日以内に登録機関に申請した。 (受注後、変更後、完成・訂正時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-7 「登録のための確認のお願い」により確認
	○品質証明 ※品質証明対象工事 (仕)1-1-1-27)に該当しない場合は削除	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	登録日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 完了日 年 月 日
		・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査前まで)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書又は書面を契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	請負代金額800万円以上の工事が該当する。 建設業退職金共済制度について(平成11年4月13日付け11監第47号)
		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・建設業退職金共済紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	建設業退職金共済制度について(平成11年4月13日付け11監第47号)
	○請負代金内訳書 ※約款に規定がない場合は削除	・契約締結後5日以内に、所定の様式で提出した。(約款第3条 発注者が工事内容に照らし必要と認める時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-4
○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付けるとともに、その写しを提出した。(施工時の当初、施工体制変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-15 施工体制台帳の提出の確認日 当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日	
	・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	・施工体制台帳及び再下請負通知書に、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入状況、外国人従事状況を記載している。(施工時の当初、施工体制変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを提出している。(施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-15 施工体系図の提出の確認日 当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日	
	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し、作業内容を確認している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に下請人を含め設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	建設業法40条	
現場チェック時の所見等	施工体制一般に関して 月 日 月 日 月 日 月 日								・一次下請負金額総額、 C= ・一次下請業者数 社 ・再下請業者数 社	

1	II 施工体制 配置技術者 現場代理人・ 監督技術者・ 主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場代理人は、監督員等との連絡調整及び対応を面で進めている。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○監理技術者(主任 技術者) ※4 ※1 ※2 専任が必要な技術者 ・監理技術者 ・契約額3,500万円以上の工事の主任技術者 ・低入札価格調査の対象となった契約額3,500万円未満の工事の主任技術者	・資格者証の内容を確認した。(着事前) ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着事前) ・左記(※4)の案件において、主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)を1名増員して配置している※1 ・現場に専任していた※2。(施工時 1回/月程度)	(/) □ (/) □ (/) □							監理技術者名: (資格者番号:) 又は、主任技術者名: ○増員配置(必要な場合※2) 監理技術者名: (資格者番号:) 又は、主任技術者名: ※2主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任 ※1 技術者の増員が必要な工事(専任) ・低入札価格調査の対象となった契約額3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事 ・WTO案件で特別重点調査の対象となった工事
		○登録基幹技能者 総合評価方式において加点している場合	・講習修了証の内容を確認した。(着事前)	(/) □							
			・対象工程作業中、現場に配置している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務委託等の場合) (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-10	
		○下請負者の把握	・下請負者が長野県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、入札参加停止期間中でない。(施工時適宜) ・下請負者に全て県内企業を採用している。県外企業を採用する場合においても「県外企業採用報告書」を提出している。(施工時適宜)	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □		(仕) 共通編1-1-1-14 関係部長通知	
		現場チェック時の所見等	配置技術者/現場代理人・監督技術者・主任技術者 に関して 月 日 月 日 月 日								
2	I 施工管理 状況	○設計図書の照査等	・契約書第19条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着事前、施工時適宜) ・現場との相違等の事実がある場合、その事実が確認できる資料を画面上より提出して確認を受けた。(着事前、施工時適宜)	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □		(仕) 共通編1-1-1-3	
		○施工計画書	・工事着事前(変更を含む)に、提出した。(着事前、変更時) ・記載内容と現場施工方法とが一致している。(施工時適宜) ・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜) ・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着事前、変更時)	(/) □ (/) □ (/) □ (/) □	(/) □ (/) □ (/) □		(仕) 共通編1-1-1-6				
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時、完成時) ・工事用資材全てに県内産を使用している。県外産資材を使用する場合においても「県外産資材使用報告書」を提出している。(施工時、完成時) ・品質確保のための対策など施工に関する工夫が確認できる。(施工時、完成時) ・日常の出来形、品質管理を適時的に実施している。(施工時、完成時) ・仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等より評価されるものがある。(施工時、完成時)	(/) □ (/) □ (/) □ (/) □ (/) □	(/) □ (/) □ (/) □ (/) □	(/) □ (/) □ (/) □ (/) □	(/) □ (/) □ (/) □ (/) □	(/) □ (/) □ (/) □ (/) □		(仕) 材料編2-2-13-5	
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期・内容が適切である。(施工時適宜) ・工事打合せ簿を不足なく整理している。(完成時)	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □	(/) □ (/) □		(仕) 共通編1-1-1-24	
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。(着手時)	(/) □	着手日 (/)					(仕) 共通編1-1-1-12	

		○支給材料及び貨品	・使用予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-21	
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員等に提示した。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-23	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-23
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。(施工時 1回程度)	(/) □									(仕) 共通編1-1-1-41
2	I	現場チェック時の所見等	施工管理に関して	月 日									
			月 日										
	II	○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程管理を行っている。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、施工の停滞が見られない。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・作業員の休日確保を行っていることが確認できる。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		現場チェック時の所見等	工程管理に関して	月 日									
			月 日										
			月 日										
III	安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法 30条	
			・店社ハトロールを実施し、記録がある。(施工時 1回/月程度、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・安全教育・訓練等を半日以上/月実施し、記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-37	
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生規則 35条	
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・地下埋設物及び架空線がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。(着事前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
					○安全ハトロールの指摘事項の処理	・各種安全ハトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □					
		現場チェック時の所見等	安全対策に関して	月 日									
			月 日										

IV 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。(施工時、完成時)	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-46						
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。(施工時、完成時)	(/) □							
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時、完成時)	(/) □							
	現場チェック時の所見等	対外関係に関して 月 日 月 日								
その他	○現場環境改善費	・「現場環境改善費実施計画表」を提出している。(着手前)	(/) □							現場環境改善費の運用方法について(平成29年9月13日付け29建政技第160号)
		・実施状況写真が提出され、5つの内容が実施されたことが確認できる。(完成時)							(/) □	
週休2日	○週休2日 週休2日を希望する場合	・施工計画書に現場閉所日を明示している。(着手前)	(/) □							施工者希望型週休2日工事実施要領(平成30年2月19日付け29建政技第282号他) (完全週休2日・週休2日相当)
		・週休2日を実施する掲示板を作成し、工事現場に設置している。(施工時1回程度)	(/) □							
		・工事記録により、現場閉所日を確認でき、実施している。(完成時)							(/) □	

※ 発注者が、契約約款第7条により受注者に下請負人の通知を求めた場合には、金額に関わらず下請負人通知書を提出するものとする。

<p style="margin: 0;">下請負人通知書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">事務所長 様</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">受注者商号</p> <p style="margin: 0;">又は名称</p> <p style="margin: 0;">代表者氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">下請負人の状況は下記のとおりです。</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">記</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">1 工事名、工事場所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">工事名</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">工事場所</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">2 下請負人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">商号又は名称</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">代表者氏名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">住所</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">主任技術者等の氏名</th> <th colspan="3" style="width: 25%;">下請負契約</th> <th colspan="4" style="width: 35%;">建設業の許可の状況</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">工種</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 5%;">業種</th> <th style="width: 10%;">許可年月日</th> <th style="width: 10%;">般特の別</th> <th style="width: 5%;">許可番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">下請負に付した理由</p>											商号又は名称	代表者氏名	住所	主任技術者等の氏名	下請負契約			建設業の許可の状況				工種	数量	金額	業種	許可年月日	般特の別	許可番号																																												
商号又は名称	代表者氏名	住所	主任技術者等の氏名	下請負契約			建設業の許可の状況																																																																	
				工種	数量	金額	業種	許可年月日	般特の別	許可番号																																																														

下請負人通知は、施工計画書・施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後追加があった場合はその都度提出する。

1次下請まで提出する。

4 施工体制台帳及び施工体系図

(1) 概要

① 意義

建設工事の施工は、各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、重層的な下請構造が特徴となっています。

したがって建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、直接的な下請負のみならず、すべての現場の施工体制把握と、工事全般にわたる監督指導を行うことが求められており、施工体制台帳や施工体系図の作成、提出などが義務づけられています。

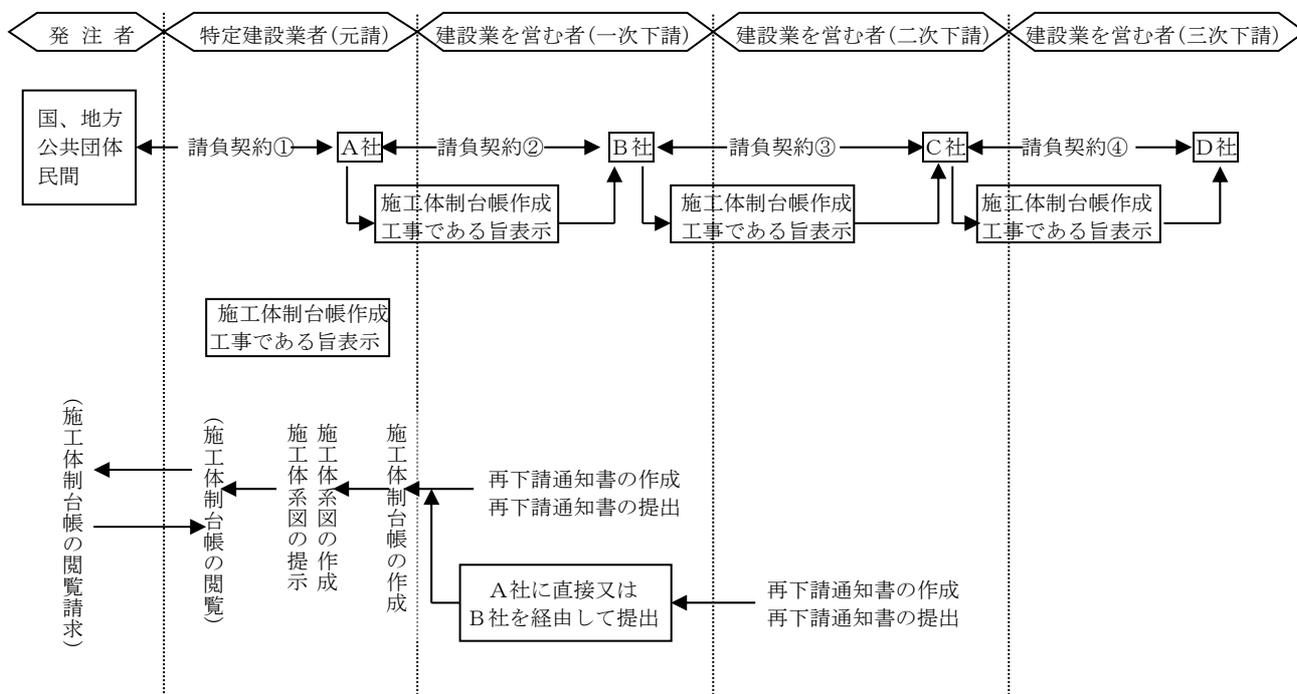
② 対象工事と法律の規定

- ・ 受注者は、建設業法 24 条の 7 第 1 項の規定により、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金(契約が 2 以上あるときはその合計)が、建築一式工事にあつては 6,000 万円、建築一式工事以外にあつて 4,000 万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置かなくてはならないと規定されていますが、平成 26 年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。)の改正により、公共工事については、下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳等を作成することとなっております。
- ・ 受注者は、「適正化法」第 15 条第 2 項の規定により、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません。(土木工事共通仕様書にも規定)
- ・ 発注者が、現場の施工技術者の配置や施工体制について、提出された施工体制台帳と合致しているか点検を求めたときには、受注者はこれを拒否できません。(適正化法第 15 条の 3)
- ・ 受注者は、施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲げる(適正化法第 15 条第 1 項)とともに発注者へ提出しなくてはなりません。(土木工事共通仕様書)
- ・ 受注者は、施工体制台帳の内容を変更した場合は、直ちに再提出し施工体系図も再掲示しなければなりません。
- ・ 次の工事も下請契約に含む。(施工体制台帳等に記載する。)
 - ・ 個人での運搬を営む者との契約
 - ・ 個人で産廃の運搬業の許可を有する者
 - ・ 運転手付のリース契約

(2) 施工体制台帳等の作成方法

【施工体制台帳の作成の流れ】

図 4-1 施工体制台帳の流れ



施工体制台帳の記載内容及びその添付書類は、次のようなものとなります。

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が発注者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(契約書の写し等)

【施工体制台帳作成建設工事の通知】

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の総額により施工体制台帳を作成しなければならなくなったときは、一次下請負人に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成建設工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げなければなりません。(様式例-1)

【再下請通知書】

一方、一次の下請業者に限らず全ての下請負人は、自らが請け負った建設工事の一部をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく施工体制台帳を作成する特定建設業者に、次のような事項からなる再下請負通知をしなければなりません。(様式例-2)

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

また、再下請負通知を行った者は、その下請負人に対し「その請け負った工事をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく通知しなければなりません。

これらの具体的な仕組みを図 4-1 に示します。

A 下請契約②の締結時

元請である A 社は、一次下請金額にかかわらず、一次下請である B 社に「施工体制台帳作成工事である」旨を通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げます。また、A 社は表 4-1 に示す記載事項と添付書類からなる施工体制台帳を作成します。

B 下請契約③の締結時

一次下請である B 社がその請け負った建設工事の一部を二次下請である C 社に請け負わせたときは、B 社は C 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、B 社は、表 4-2 に示す記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。これにより、A 社は施工体制台帳に C 社の内容を追加することになります。

C 下請契約④の締結時

二次下請である C 社がその請け負った建設工事の一部をさらに三次下請である D 者に請け負わせたときは、C 社は D 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、C 社は表 7-2 に示す、記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。

C 社が作成した再下請負通知書は、C 社が直接 A 社に提出しても、B 社を経由して A 社に提出してもかまいませんが、確実にかつ遅滞なく A 社の手に届くことが重要です。

これにより、A 社は施工体制台帳に D 社の内容を追加することになります。

D D 社のように、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせていないときは、再下請通知書の作成の義務は生じません。

【施工体制台帳の修正】

下請負人は、再下請負通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更年月日を付記して元請に通知する必要がある。また、施工体制台帳を作成する特定建設業者は施工体制台帳の修正、追加を行わなければなりません。

【施工体制台帳の様式】

施工体制台帳や再下請負通知書には、様式は定められていませんが、施工体制台帳は工事の施工分担(請負契約関係)がわかるように作成しなければなりません。

また、添付書類に施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項が記載されていれば、記載を省略することができます。ただし、この場合、施工体制台帳や再下請負通知書に記載すべき事項が添付書類の「どこに記載されているか」を明確にしておく必要があります。(様式例-3、様式例-4)

【施工体系図の作成】

施工体制台帳を作成する特定建設業者は、作成した施工体制台帳に基づき図 4-2 のように、建設業者の名称、工事の内容、工期、監理技術者(主任技術者)の氏名(専門技術者を置く場合はその者の氏名、その者が管理をつかさどる工事の内容)を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすいところに掲げなければなりません。

施工体系図には、様式は定められていませんが、工事の施工分担がわかるようになっている必要があります。このため、図 4-2 のような樹状図のようなものが一般的ですが、関係業者数が多い等、樹状図にすることが困難な場合は、工事の施工分担がわかるような表にすることも可能です。

また、建設業者の追加・削除により、施工体系に変更があった場合は、速やかに施工体系図の変更又は追加・削除を行い、現時点における建設工事全体の施工体系がいつでも把握できるようにしなければなりません。(一般には施工体系図様式例を参考に作成する)

(3) 施工体制台帳の提出

図 4-3 施工体制台帳等として提出すべき書類一覧

①	施工体制台帳(様式例-2)
②	下請人に関する事項(様式例-3)・・・下請人毎に作成
③	再下請通知書(様式例-4)・・・再下請人毎に添付
④	全ての下請契約書の写し、施工体制台帳作成建設工事の通知の写し(様式例-1)
⑤	施工体系図

- ・ 一次下請契約書の写し(請負代金が記載されていること)
- ・ 二次以下の下請契約書の写し(請負代金の額を除く)
- ・ 但し、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、二次以下についても、請負代金の額を明示した請負契約書の添付が義務づけられる。
- ・ 様式 1~4 は各々 A4 版とする。その他は A4 ないし、A3 版とする。

表 4-1 施工体制台帳の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社(A社)に関する事項 イ 名称、許可番号 ロ 許可を受けている建設業の種類 ハ 健康保険等の加入状況	
(2) 自社(A社)が発注者と締結した建設工事①に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所、請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地 {ハ 発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 自社(A社)が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} ホ 監理技術者の氏名、監理技術者資格、専任か否かの別 {ヘ 自社(A社)が監理技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格}	請負契約書の写し 監理技術者資格(資格者証が必要な工事の場合は資格者証の写しに限る)及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し {主任技術者資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し}

(3) 自社(A社)の下請負人B社に関する事項 イ 下請負人B社の名称、住所 {ロ 下請負人B社が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	請負契約書の写し
(4) 自社(A社)が下請負人B社と締結した建設工事の請負契約②に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社(A社)が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人B社が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人B社が建設業者の場合は、下請負人B社の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人B社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地	
再下請負通知書一式(その添付書類を含む)	

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

表 4-2 再下請負通知の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社に関する事項 イ 名称、住所、{自社が建設業者の場合は、その許可番号}	
(2) 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称	
(3) 自社の下請負人に関する事項 イ 下請負人の名称、住所 {ロ 下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	請負契約書の写し
(4) 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人が建設業者の場合は、下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地	
再下請負通知書一式(その添付書類を含む)	

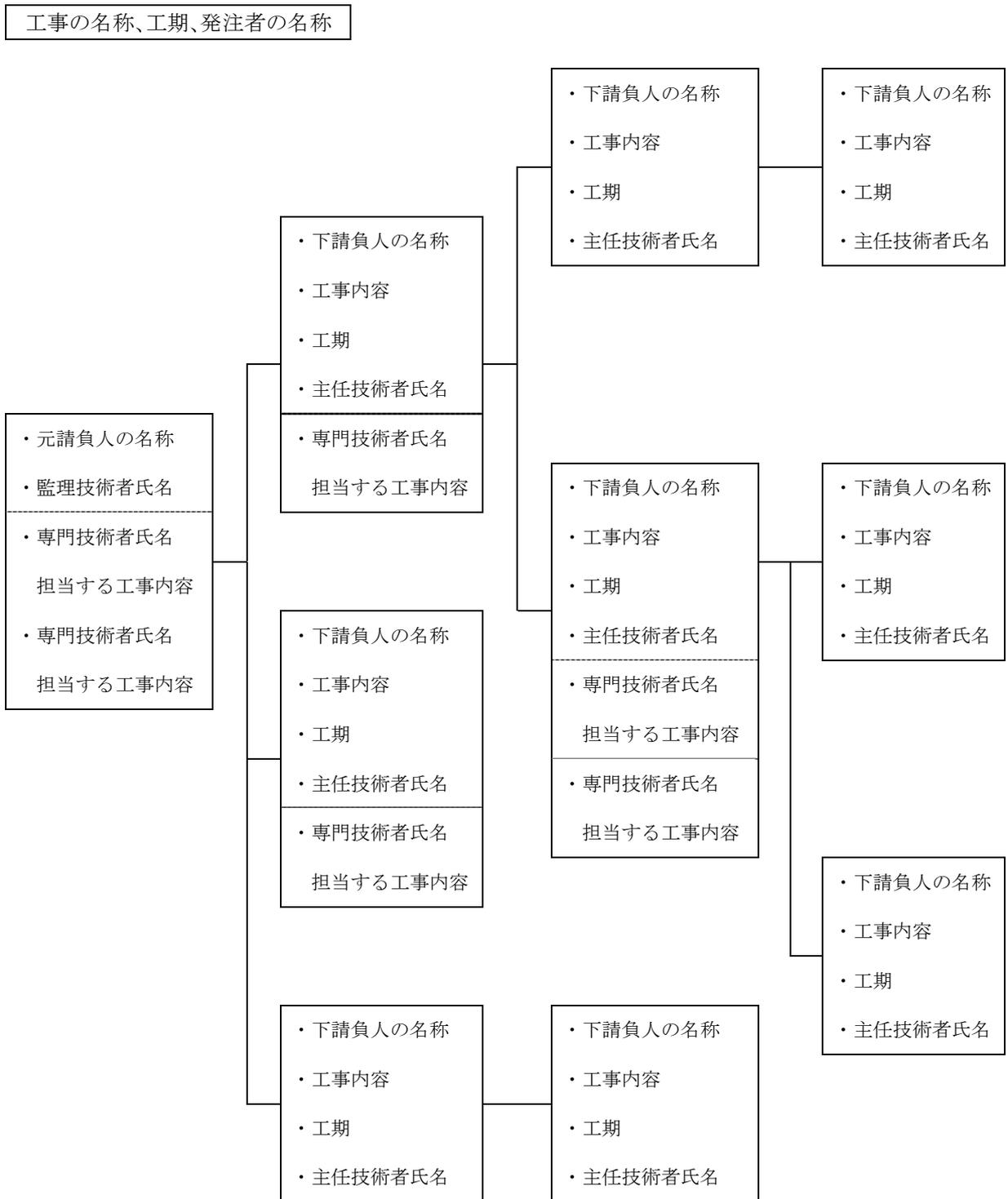
- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

(参考)

請負契約書記載事項（建設業法第19条）：（施工台帳に添付する書類）

1. 工事内容	代金決定の見積期間について、500万円に満たない工事は1日以上、500万円以上5000万円以下は10日以上、5000万円以上の工事は15日以上設けること（建設業法施行令第6条）
2. 請負代金の額	
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期	
4. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法	支払いの現金比率が2割以上、労務費相当分は現金、手形期間は120日以内
5. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
6. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
7. 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
8. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
9. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
10. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	完成通知を受けてから、検査完了日まで20日以内、引渡しの申し出があつてから引渡しを受けるまで20日以内
11. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	引渡しの申し出があつてから代金の支払いまで50日以内、手形期間は120日以内
12. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容	
13. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
14. 契約に関する紛争の解決方法	

図 4-2 施工体系図の記載事項



下請負人通知書・施工体制台帳の提出について

項目	処理方法	法令等の規定内容
下請負人通知書の提出義務について	原則として下請負人通知書の提出は不要とし、施工体制台帳提出時に下請負人等一覧表を提出するものとする。発注者が、契約約款第7条により受注者に下請負人の通知を求めた場合には、金額に関わらず下請負人通知書を提出するものとする。	<p>○建設工事標準請負契約約款第7条 「発注者は請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」</p> <p>○土木工事現場必携 「原則として下請負人通知書の提出は不要とし、施工体制台帳提出時に下請負人等一覧表を提出するものとする。」</p>
<p>施工体制台帳の提出義務について (下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、施工体系図を含む)</p>	<p>建設業法の規定に基づき、特定建設業者が元請負人となった場合、下請代金の総額が4,000万円(税込み)(建築一式工事の場合は6,000万円(税込み))以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成しなければならない。</p> <p>平成26年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、公共工事については、下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳等を作成することとなった。</p>	<p>○建設業法第24条の7 「特定建設業者は、発注機関から直接建設工事を請け負った場合において、請負代金の総額が政令に定める金額以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、…施工体制台帳を作成しなければならない。」</p> <p>○建設業法施行令第7条の4 「建築一式工事は6,000万円 それ以外は4,000万円」</p> <p>○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条よる建設業法24条の7第1項の読み替え 公共工事について、建設業者は下請契約を締結したときは、・・・施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。</p>

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	処理方法	
	施工体制台帳等の記載の有無 〔 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む 〕	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員 ガードマン	本来、警備会社との契約は建設工事の請負契約には該当しない。 交通誘導警備員の施工体制台帳の提出は不要とするが、契約書写しの提出を求めている。	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
産業廃棄物 処理業者	本来、産業廃棄物処理業者との契約は建設工事の請負契約には該当しない。 施工体制台帳の記載は不要とするが、建設副産物の適正処理の観点から、契約書写しの提出を求めている。	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
ダンプ運搬 (1人親方の ダンプ運転手)	①個人事業主として建設会社と契約する場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	運搬を業とするため、技術者の配置不要。
	②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社との間に実質的な雇用関係（臨時雇用など）がある場合、請負契約に該当せず、台帳記載は不要。	

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	処理方法										
	施工体制台帳の記載の有無 〔 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む 〕	主任（監理）技術者の配置の有無									
1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>建設業許可有り</td> <td>建設業許可無し</td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td>技術者の 配置不要</td> </tr> </table>		建設業許可有り	建設業許可無し	請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要		請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要
	建設業許可有り		建設業許可無し								
請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要										
請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要									
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約で行っている場合でも、建設工事の請負契約に該当すると考えられる。 従って、台帳記載を必要とする。										
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借上げる場合	機械と一緒にリース会社から派遣されたオペレータを建設業務につかせることは、労働者派遣事業法に抵触するので、リース契約ではなく建設工事の請負契約とすることが必要となる。 従って、台帳記載を必要とする。 なお、請負金額が 500 万円以上の場合には、リース会社であっても建設業の許可を必要とする。										
測量・各種試験の委託契約	建設工事に該当しないため、施工体制台帳の記載は不要	不要									

施工体制台帳様式例－1、記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 日本建設㈱

事業所名 〇〇橋工事事務所

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続を実施してください。

なお、一度提出していただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

① 再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文書を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

② 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、もしさらに他の者に工事を請け負わせたいときは、「再下請負通知書」を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次のとおりですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請負者	日本建設㈱		
発注者名	長野県〇〇建設事務所長信州太郎 TEL00-0000		
工事名	平成24年度国補〇〇橋 橋梁整備工事		
監督員名 (元請負者)	建設業法第19の2第2項 の監督員を設けた場合	権限 及び 意見申出方法	左記の監督員の与えた権 限にその権限を記入する
提出先	日本建設㈱〇〇橋作業所 TEL00-0000		
現場代理人	〇〇〇〇	監理・主任技術者	〇〇〇〇

施工体制台帳様式例-2 (記入例)

施 工 体 制 台 帳

平成 26 年 6 月 1 日
 (提出日)

[会社名] 日本建設(株)

[事業所名] ○○橋工事事務所

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土木工事業	大臣 特定 知事 一般	第○○○号 平成○年○月○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 99999 号 年 月 日

工事名称及び工事内容	平成 26 年度国補橋梁整備工事 ○○橋下部工事橋台 2 基橋脚 1 基		
発注者及び住所	〒380-8570 長野市長野 1-1-1 長野県○○建設事務所長 信州一郎		
工期	自 平成 26 年 8 月 2 日 至 平成 27 年 3 月 30 日	契約日	平成 26 年 10 月 2 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	日本建設(株)	長野市長野 0-0-0
	下請契約	〃 長野営業所	長野市長野 10-10-10

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	日本建設(株)	○○-○○2345	○○-○○12345	○○○○○○○○○○ ○-○○○	
	下請契約	〃 長野営業所	同上	同上	同上		

発注者の監督員名	○○建設事務所 主任 信州太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	--------------------	------------	-----------

監督員名	日本建設長野営業所 主任 長野一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人	長野二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理・主任技術者名	専任 非専任 長野三郎	資格内容	建設業「技術検定」 1 級土木施工管理技士
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

○記入要領

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理（主任）技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木一式・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は次の通り。
 - ① 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ② 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳様式例-3 (記入例)

《下請負人に関する事項》

※下請負人毎に元請人が作成する

会社名	松本建設(株)	代表者名	松本 一郎
住所 電話番号	〒380 松本市松本 1-1-1 (Tel 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称 及び 工事内容	〇〇橋下部工事 (コンクリート工、型枠工、足場工)		
工期	自 平成 26 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 2 月 20 日	契約日	平成 26 年 9 月 1 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可	(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 第〇〇〇号 知事 一般		平成〇年〇月〇 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日

健康保険 等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	松本建設(株)	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇-〇〇〇			

現場代理人	松本 二郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
※主任技術者名	専任 非専任 松本 三郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	松本二郎
安全衛生推進者名	松本二郎
雇用管理責任者名	総務部長松本四郎
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

○記入要領

- 1 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜、欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
 - 3) その他
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
 - 8) 登録基幹技能者
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。(様式例-2を参照)
 - ② 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者等の従事状況の記入要領は、施工体制台帳様式例-2の記入要領と同様。

※一次下請負人毎に作成する。
※二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。
※下請負契約書の写しを添付する。

施工体制台帳様式例-4 (記入例)

様式は、県技術管理室ホームページ
長野県工事関係書類ダウンロード一覧
No25 再下請通知書様式例-4 にデータあり

《再下請通知書》

再下請負者及び再下請負業契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	飯島建工(株)	代表者名	〇〇 〇〇
-----	---------	------	-------

住所 電話番号	〒380 飯島町飯島〇〇〇 (Tel 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称 及び 工事内容	コンクリート工事		
工期	自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 1 月 31 日	契約日	平成 26 年 9 月 20 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可	(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般	第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険 等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	☆工務店(有)	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 -〇〇〇			

現場代理人	飯島七郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
※主任技術者名	専任 非専任 飯島四郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	飯島七郎
安全衛生推進者名	飯島七郎
雇用管理責任者名	総務部長〇〇〇
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

○記入要領は、施工体制台帳様式例-3 の記入要領と同様。

施工体制台帳記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事から

施工体制台帳を作成
又は変更した日付 平成27年 4月 9日

施工体制台帳

作成建設業者の商号名称
この工事を担当する事業所名
作成建設業者が受けている許可を
全て記入(業種は略称でも可)

[会社名] 谷小建設株式会社
[事業所名] ○○ビル作業所

作成建設業者が発注者と
締結した契約書に記載
された契約日

下請負人の受けている許
可のうち、請負った建設
工事の施工に必要な業種
に係る許可

作成建設業者が発注者と締結し
た契約書に記載された工事名称
とその工事の具体的内容

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、鋼、ほ、しゅ 工事業	大臣(特定)知事 一般 第99999号	平成25年 1月 10日
	電気通信 工事業	大臣(特定)知事 一般 第99999号	平成25年 1月 10日

作成建設業者が発注者と締結した
契約書に記載された工期

工事名称及び
工事内容 ○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)

発注者名
及び住所 △△商事株式会社
〒000-0000 ○○県○○市○○町1-1

発注者と契約を締結した作成建設
業者の営業所

工期 自 平成27年 4月 6日 契約日 平成27年 4月 5日
至 平成28年 3月 31日

一次下請と契約を締結した作成建設
業者の営業所

契約	区分	名称	住所
営業所	元請契約	本社	××県××市××町123-4
	下請契約	☆☆支店	○○県☆☆市☆☆111

元請契約に係る営業所の名称及び
下請契約に係る営業所の名称を
それぞれ記入

事業所整理記号及び事業所番号
(健康保険組合にあっては組合
名)を記入
一括適用の承認に係る営業所
の場合は、本店の整理記号及び事
業所番号を記入

健康保険等 の加入状況	健康保険 の加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
事業所整理 記号等	適用除外	元請契約	本社	XXXX	XXXXXXXX	XXXX-XXXXXX-X	
	適用除外	下請契約	○○支店	YYYY	YYYYYYYY	YYYY-YYYYYY-Y	

発注者が置いた監督員の氏名(*)

発注者の監督員名 注文 太郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成建設
業者が監督員を置いた場合その
氏名(*)

監督員名 谷小 二郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり
現場代理人名 谷小 二郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり

作成建設業者が現場代理人を置いた
場合その氏名(*)

主任技術者名 谷小 二郎 資格内容 一級建築施工管理技士
又は
監理技術者名 非専任

作成建設業者が置いた主任技術者
又は監理技術者について専任が非
専任の該当する方に○印

専門技術者名 原山 太郎 専門技術者名
資格内容 実務経験(10年・管) 資格内容
担当 冷暖房設備工事、給排水施設工事 担当
工事内容

作成建設業者が専門技術者
を置いた場合その氏名(*)

作成建設業者が置いた主任技術者
又は監理技術者の氏名

外国人建設就労者の
従事状況(有無) 有 無 外国人技能実習生の
従事状況(有無) 有 無

専門技術者が担当する工事の具体
的内容(*)

1. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在籍資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 同法別表第一の五の表の上欄の在籍資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

- 施工体制台帳の添付書類
1. 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
 2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
 3. 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面(監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し)
 4. 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面(健康保険等の写し)
 5. 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

適用されます。

下請負人の商号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

《下請負人に関する事項》

会社名	福川工業株式会社	代表者名	福川 吾一
住所	〒000-0000 〇〇県☆☆市△△町12-34		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事		
工期	自 平成27年 4月 8日 至 平成28年 1月 31日	契約日	平成27年 4月 7日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	電気 工事業	大臣(特定)知事 一般	許可番号	第123456号	許可(更新)年月日	平成26年 2月 28日
		工事業	大臣 特定知事 一般	第 号		年 月 日	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇営業所	健康保険 2222	厚生年金保険 2222222	雇用保険 2222-22222-2

請負契約に係る営業所の名称を記入

現場代理人名	福川 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	金山 次郎
資格内容	第二種電気工事士

安全衛生責任者名	福川 四郎
安全衛生推進者名	福川 四郎
雇用管理責任者名	尾島 五郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

下請負人が置いた安全衛生責任者名(*)

下請負人が置いた安全衛生推進者名(*)

下請負人が置いた雇用管理責任者名(*)

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)

専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(*)

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(*)

(主任・専門)技術者の資格を具体的に記入例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に記入
例) 一級土木施工管理技士
指導監督の実務経験(電気通信)
国土交通大臣特別認定(建築)

専門技術者の資格を具体的に記入(*)
例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

出展：国土交通省 九州地方整備局 建政部建設産業課
建政部HP 「施工体制台帳の作成のポイント」より
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/160601sekoutaisei.pdf>

から適用されます。

再下請負人の商号名称

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

再下請負人が置いた安全衛生（責任・推進）推進者名（*）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

《再下請負関係》		再下請負業者及び再下請負契約関係	
会社名	山倉土木株式会社	代表者名	山倉 華子
住所	〒000-0000 ××県××都△△町987		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物搬入運搬配置工事		
工期	自 平成27年4月17日 至 平成28年1月10日	契約日	平成27年4月16日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	とび・土工 工事業	許可番号	大臣 特定知事 一般 第987654号	許可（更新）年月日	平成26年11月11日
		工事業	大臣 特定知事 一般 第 号		年 月 日	

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇営業所	健康保険 2222	厚生年金保険 22222222 雇用保険 2222-222222-2*

現場代理人名	山倉 三郎	安全衛生責任者名	山倉 三郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款のとおり	安全衛生推進者名	山倉 三郎
主任技術者名	専任 山倉 三郎	雇用管理責任者名	山倉 華子
資格内容	実務経験（指定学科5年・とび土工）	専門技術者名	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印（*）	再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）	資格内容	（主任・専門（*）技術者の資格を具体的に記入例）第一種電気工事士 実務経験（指定学科3年・電気通信） 実務経験（10年・機械器具設置）
		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

- 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

再下請負通知人が置いた安全衛生（責任・推進）者名（*）

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

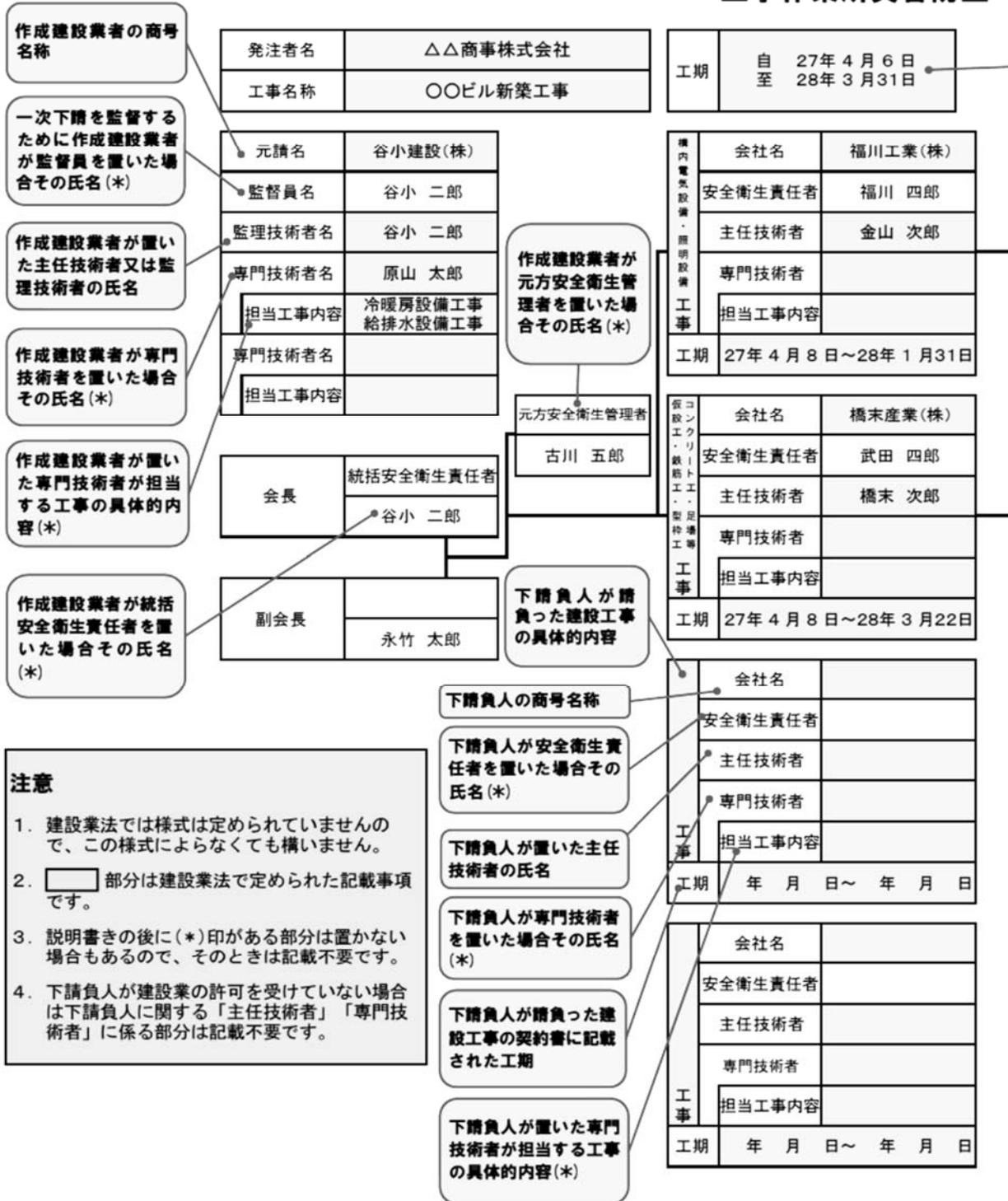
注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に（*）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

出展：国土交通省 九州地方整備局 建設部建設産業課
建設部HP 「施工体制台帳の作成のポイント」より
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/160601sekoutaisei.pdf>

施工体系図記載例

工事作業所災害防止



協議会兼施工体系図

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

照明設備	会社名	山賀電気(有)	工事	会社名		工事	会社名	
	安全衛生責任者	山賀 太郎		安全衛生責任者			安全衛生責任者	
	主任技術者	山賀 太郎		主任技術者			主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	27年 4 月 12日～28年 2 月 1 日		工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日	
鉄筋工	会社名	浪本鉄筋工業(有)	鉄の筋揚設置運搬の配置物工事	会社名	山倉土木(株)	工事	会社名	
	安全衛生責任者	松田 一郎		安全衛生責任者	山倉 三郎		安全衛生責任者	
	主任技術者	松田 一郎		主任技術者	山倉 三郎		主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	27年 4 月 10日～28年 3 月 20日		工期	27年 4 月 17日～28年 1 月 10日		工期	年 月 日～ 年 月 日	
型枠工	会社名	木村工務店(株)	工事	会社名		工事	会社名	
	安全衛生責任者	木村 賢悟		安全衛生責任者			安全衛生責任者	
	主任技術者	木村 賢悟		主任技術者			主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	27年 4 月 10日～27年 7 月 10日		工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日	
工事	会社名		工事	会社名		工事	会社名	
	安全衛生責任者			安全衛生責任者			安全衛生責任者	
	主任技術者			主任技術者			主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日	

出展：国土交通省 九州地方整備局 建政部建設産業課
 建政部HP 「施工体制台帳の作成のポイント」より
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/160601sekoutaisei.pdf>

(4) 施工体制台帳等の保管と修正(変更)

- 1) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、常に現場に施工体制台帳を備え付け、施工体系図については工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示しなくてはならない。(適正法第13条第3項)
- 2) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、内容に変更があった場合はすみやかに次の措置をとる。
 - ① 施工体制台帳、施工体系図を修正し、発注者へ提出する。
 - ② 施工体系図は、掲示し直す。なお、内容変更とは「変更契約」に限らず、施工体制が変更されたその都度をいう。
- 3) 当初に下請負契約の総額が4,000万円(建築1式では6,000万円)に満たないとして「主任技術者」の資格で施工していた工事で、下請負の総額がその額を超えた場合には、すみやかに次の措置をする。
 - ① コリンズ登録内容の変更登録
 - ② 施工体制台帳、施工体系図の提出
 - ③ 施工体系図の掲示

(5) 施工体制台帳等による社会保険未加入対策

1) 目的

長野県では、建設工事等入札参加資格者に社会保険^{※1}の加入を義務付けており、未加入の下請企業についても元請企業から加入指導するよう求めている。現在の加入率は約95%となっている。

平成29年7月、中央建設業審議会^{※2}は、公共工事標準請負契約約款において、受注者は社会保険未加入建設業者を下請負人等としてはならない旨の条項を新設するとともに、全国の都道府県に対しても改正を勧告した。

これを受けて、下請企業における社会保険加入を更に促進するため、長野県建設工事等標準請負契約約款の改正を行い、建設工事現場の労働環境の改善、建設産業の中・長期的な担い手の確保・育成を図る。

2) 取組内容

建設工事標準請負契約約款を改正し、次の条項を新たに規定する。

- ① 請負代金内訳書^{※3}へ社会保険に係る法定福利費を明示すること。
- ② 社会保険の未加入建設業者は1次下請負者としめないこと。

※1 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2 中央建設業審議会：「建設業法」等に基づき、国交省に設置された諮問機関。建設工事の入札契約の適正化や標準請負契約約款等の審議を行う。自治体や企業の代表者よりなる。

※3 請負代金内訳書：契約約款第3条に規定される図書。受注者が契約締結後5日以内に設計図書に基づき発注者に提出する。

3) 留意事項 (平成30年8月22日付け建政技第133号)

長野県建設工事標準請負契約約款に係る留意事項

平成30年8月22日付け30契検第42号による長野県建設工事標準請負契約約款(以下、「契約約款」という。)の一部改正に伴い、県発注の建設工事等に係る「建設工事請負契約書」の適用にあたり、契約約款で記載している各条項に係る留意事項を定めたものです。

第3条関係

第2項において規定する「内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」の明示方法は、下記及び別添「記載例」とおりとする。

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

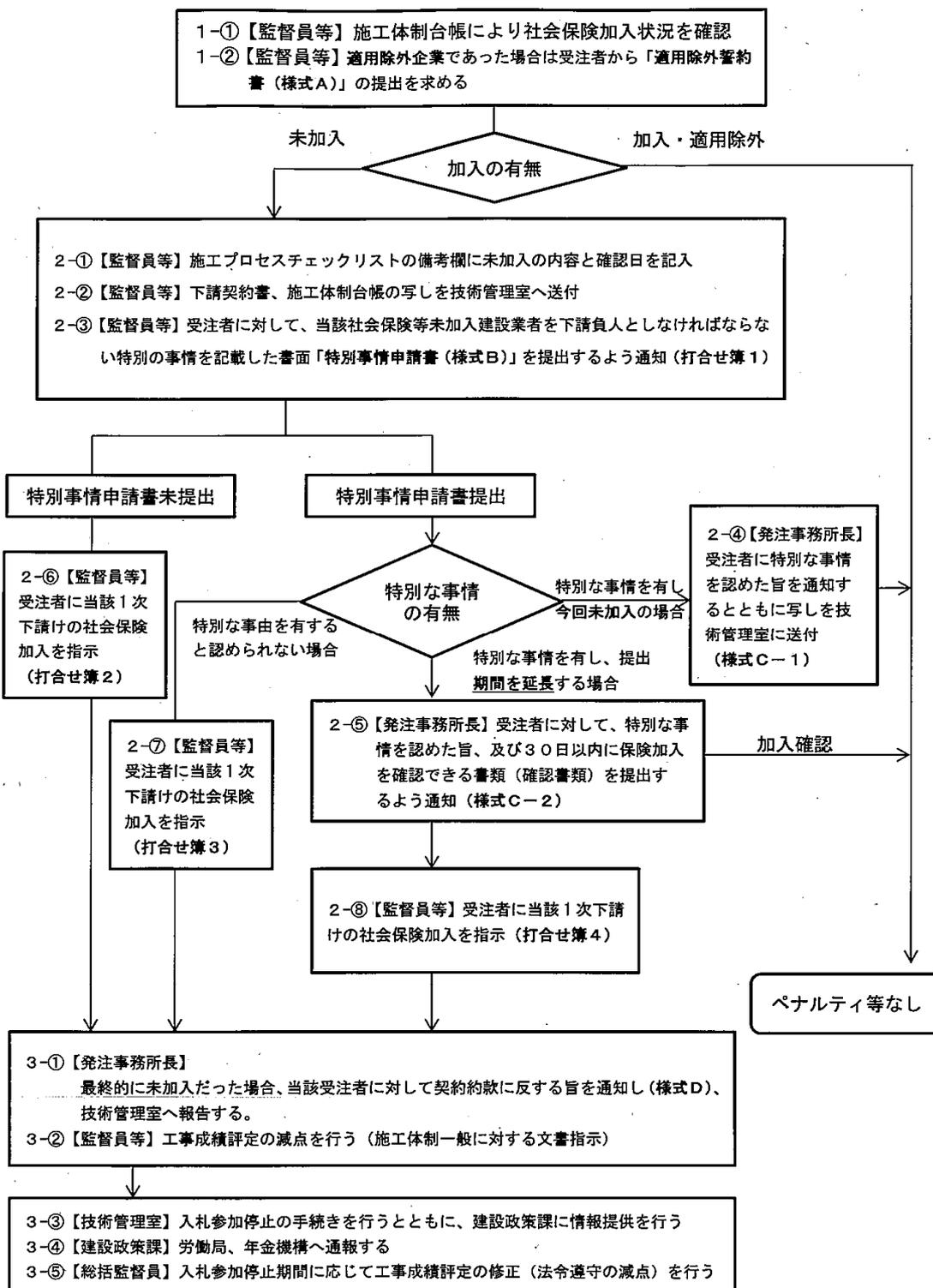
第7条の2関係

第1項及び第2項に規定する社会保険未加入建設業者の確認方法、及び未加入が確認された場合の事務処理方法については、別添「社会保険未加入対策実施フロー」以下によることとする。

附 則

この留意事項は、平成30年10月1日以降契約する請負工事から適用する。

社会保険未加入対策事務処理フロー



下請負人の社会保険の加入確認について

1. 社会保険加入状況の確認

- ①【監督員等】受注者から提出された施工体制台帳により確認する。

[施工体制台帳の「健康保険の加入状況」欄により、下請企業の社会保険加入を確認する。]

対象企業・・・1次下請の建設業者（委託、廃棄物処理業者は対象外。以下「1次下請業者」

という。）

- ②【監督員等】適用除外企業であった場合は受注者から「**適用除外誓約書（様式 A）**」の提出を求める※。

※健保適用除外承認を受け適法に国民健康保険組合（建設国保等）に加入し、厚生年金に加入している事業所は提出不要

書類等による確認の必要が生じた場合

(1) 1次下請業者が長野県入札参加資格を有する企業である場合、**確認不要**

(2) (1)に該当せず、建設業許可を有する企業である場合、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省 HP）を用いて確認する。（建設業許可を有しない企業は確認不要）

(3) (1)(2)による確認が出来ない場合（予備の確認方法）

厚生労働省年金局等が発行する社会保険加入を証する書類（以下「**確認書類**」）を受注者に提示させ、確認する。

○ 健康保険又は厚生年金保険：次の書類のいずれか一つを原本提示

・領収証書（参考資料①）

・社会保険料納入証明（申請）書（参考資料②）

・資格取得確認および標準報酬決定通知書（参考資料③）

○ 雇用保険：次の書類のいずれか一つを原本提示

・領収済通知書（参考資料④-1）および労働保険概算・確定保険料申告書（参考資料④-2）

・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）（参考資料⑤）

ただし、次の企業については、社会保険の適用除外となる。施工体制台帳において社会保険加入状況欄に「適用除外」と記載されているのはこの場合であり、**確認不要**。

適用除外の企業	適用除外の保険
従業員 5 人未満の個人事業所	健康保険、厚生年金保険
役員みの法人	雇用保険
個人事業主のみ、一人親方	雇用保険、健康保険、厚生年金保険

2. 確認の結果 1 次下請業者が社会保険等未加入の場合

- ①【監督員等】施工プロセスチェックリストの備考欄に未加入の内容と確認した日を記入する。
- ②【監督員等】下請負契約書、当該施工体制台帳の写しを技術管理室へ送付する。
- ③【監督員等】当該社会保険未加入建設業者を下請負人とする特別の事情を記載した書面「特別事情申請書（様式 B）」を提出するよう受注者に指示（通知）する。（打合せ簿 1）
- ④【発注事務所長】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、次回県発注工事の下請負となるまでの間に加入することを確約した場合は、その旨を通知するとともに、写しを技術管理室に送付する。（様式 C-1）
- ⑤【発注事務所長】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、「確認書類」の提出期間を延長する場合は、30 日以内に提示するよう受注者に通知する。（様式 C-2）
- ⑥【監督員等】特別事情申請書の提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿 2）
- ⑦【監督員等】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有すると認められない場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿 3）
- ⑧【監督員等】特別な事情を有すると認めて「確認書類」の提出を求めたが、提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿 4）

3. しゅん工時

- ①【発注事務所長】最終的に未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できなかった場合は、受注者に対して契約違反の旨を通知し（様式 D）、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第 5 の規定に基づき、技術管理室へ報告する。
- ②【監督員等】工事成績評定の減点を行う。（施工体制一般に対する文書指示）
- ③【技術管理室】①の報告を受けて、入札参加停止要領に基づき受注者の入札参加停止の手続きを行う。また、建設政策課に情報提供を行う。
- ④【建設政策課】③の情報を受けて、労働局・年金機構へ通報する。
- ⑤【総括監督員】入札参加資格停止期間に応じて工事成績評定の修正（法令遵守）を行う。

(別紙)

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(様式 C-1)

平成 年 月 日

住 所
氏 名

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別な事情の認定等について (通知)

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、平成 年 月 日付けで貴社が提出した資料 (および平成 年 月 日に実施したヒアリング結果) に基づき、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 号に定める特別な事情を有するものと認めます。

このため、下記工事において△△建設を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(様式 C-2)

平成 年 月 日

住 所
氏 名

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 号に定める特別な事情の認定等について (通知)

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第〇条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、平成 年 月 日付けで貴社が提出した資料 (および平成 年 月 日に実施したヒアリング結果) に基づき、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別な事情を有するものと認めます。

については、平成 年 月 日【※本通知をした日から 30 日間】までに、△△建設が〇〇法第〇条の規定による届出をした事実を確認することができる書類を提出してください。当該期間内に提出が無い場合は、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することになるので併せて通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(様式 D)

平成 年 月 日

住 所
氏 名

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に対する契約違反について（通知）

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことを確認しました。

については、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反していることから、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うこととなりますので、あらかじめ連絡します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(打合せ簿2)

工事 打合せ簿

所 長		総 括 監 督 員		主 任 監 督 員		監 督 員			

事 業 名			工 事 箇 所 名						
請負金額	千円	工 期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日				
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日							
	立会者	発注者							
		受注者							
指示事項 発注者→受注者	平成〇年〇月〇日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認								
	され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成〇年〇月								
	〇日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の								
	事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」を提出するよう通知しましたが、								
	当該期間内に特別事情申請書が提出されず、同条第1項に違反している状態が継続 しています。								
打合事項 (協議事項)	このため、平成〇年〇月〇日までに、当該一次下請業者が、未加入の社会保険 等について届出をした事実を確認できる書類を提出するよう指示します。								
	なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加 停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。								
打合事項 (協議事項)	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償								
	6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査								
	11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他								
打合せ事項					処 理 事 項				
発議者 <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者									
上記について					上記について				
指示 協議 提出 報告 通知					了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理				
その他 ()					その他 ()				
します。					します。				
確認しました。					確認しました。				

(打合せ簿3)

工事 打合せ簿

所長		総括監督員		主任監督員		監督員	
----	--	-------	--	-------	--	-----	--

事業名			工事箇所名				
請負金額	千円	工期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日		
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日					
	立会者	発注者					
		受注者					
指示事項 発注者→受注者	平成〇年〇月〇日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認						
	され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成〇年〇月						
	〇日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の						
	事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」）を提出するよう通知したところ、平						
	成〇年〇月〇日に貴社より特別事情申請書が提出されました。						
	しかし、下記理由により同号に定める特別の事情を有すると認められないため、						
	同条第1項の規定に違反している状態が継続しています。						
	このため平成〇年〇月〇日までに、当該1次下請業者が、未加入の社会保険等の						
	届出をした事実を確認することができる書類の提出を指示します。						
	なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加						
停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。							
【理由】							
打合事項 (協議事項)	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償						
	6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査						
	11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他						
打合せ事項				処 理 事 項			
発議者 <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者							
上記について				上記について			
指示 協議 提出 報告 通知				了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理			
その他 ()				その他 ()			
します。				します。			
確認しました。				確認しました。			

(打合せ簿4)

工事 打合せ簿

所長		総括監督員		主任監督員		監督員	
----	--	-------	--	-------	--	-----	--

事業名			工事箇所名				
請負金額	千円	工期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日		
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日					
	立会者	発注者					
		受注者					
指示事項 発注者→受注者	平成〇年〇月〇日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成〇年〇月〇日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」）を提出するよう通知し、平成〇年〇月〇日に提出されたところです。						
	当該特別事情申請書について、同項に定める特別の事情を有すると認められましたが、平成〇年〇月〇日までに当該一次下請者が、未加入の社会保険について届出をした事実を確認できる書類が提出されず、同条第1項に違反している状態が継続しています。						
	このため、平成〇年〇月〇日までに、当該一次下請が未加入の社会保険等について届出をした事実を確認できる書類を提出するよう指示します。						
	なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。						
	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償 6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査 11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他						
打合事項 (協議事項)	打合せ事項			処 理 事 項			
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者					
上記について				上記について			
指示 協議 提出 報告 通知				了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理			
その他 ()				その他 ()			
します。				します。			
確認しました。				確認しました。			

参考資料

1 建設業における社会保険の加入義務

◎：事業主が加入 ○：個人が加

区分	就労形態	労働保険		社会保険					
		雇用保険		医療保険（いずれかに加入）				年金保険	
		雇用 保険	日雇 雇用 保険	協会 けんぽ	健康 保険 組合	国民健康 保険組合 (建設国保等)	国民 健康 保険	厚生 年金	国民 年金
法人	常用労働者 (1人～)	◎※1		◎	◎	◎※3		◎	
	日雇労働者		○	○※2			○		○
	役員等			◎	◎	◎※3		◎	
個人 事業 主	常用労働者 (5人～)	◎※1		◎	◎	◎※3		◎	
	常用労働者 (1人～4人)	◎※1				○	○		○
	日雇労働者		○	○※2			○		○
	事業主 一人親方					○	○		○

入

※1 週所定労働時間が 20 時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 協会けんぽの日雇特例被保険者としての保険

※3 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

2 社会保険の適用除外

適用除外の企業	適用除外の保険
従業員 5 人未満の個人事業所	健康保険、厚生年金保険
役員みの法人	雇用保険
個人事業主のみ、一人親方	雇用保険、健康保険、厚生年金保険

5 一括下請負の禁止

(1) 一括下請負の禁止

① 法律による全面禁止

建設業法第22条第1項では、「建設業者は、請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」とし、同条第3項であらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は適用しないとされてきたが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。)第14条の規定により、公共工事においては一括下請負は全面禁止とされている。

② 一括下請負が禁止される理由は

- ・ 請負契約の当事者である当該建設業者に寄せた信頼を裏切る
- ・ 中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、施工の責任の不明確化が生じるなど

(2) 一括下請負の認定

工事を請け負った建設業者は、工事の完成について誠実に履行することが求められ、一括下請負であるかは以下により認定されます。

(平成13年5月1日13監第68号通知「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について」参考)

① 実質的に関与している場合を除き、一括下請負に該当する場合

- ・ 請け負った工事の全部又は、その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ・ 請け負った工事の一部であっても、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

② 実質的に関与とは

元請負人が自ら総合的に企画、調整、指導などを行うことをさす。

(施工計画の企画、策定や工程、安全、品質などの施工管理の実施、下請負人に対する指導や施工調整、地元などの対外調整などを行うことをさし、単に技術者を置くだけでは該当しない)

③ 認定の実施

- ・ 請け負った建設工事1件ごとに行い、1件の範囲は契約単位とする。
- ・ 下請業者間にも適用される。

(3) 一括下請負禁止違反に対する監督処分

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等により厳正に対処することとなり、再発防止を図る観点から、営業停止処分等が行われます。

○施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(通知)

平成 13 年 5 月 1 日 13 監第 68 号
土木部長通知 発注機関の長あて

施工体制の適正化等については、かねてからその徹底をお願いしているところですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)の施行及び「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日省令第 76 号)による施行体制台帳の拡充に伴い、国土交通省総合政策局長及び同局建設業課長から別添写のとおり通知がありました。

つきましては、これらの通知の趣旨を踏まえ、施行体制台帳の活用等により、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等について、適切な対応をお願いします。

なお、市町村長及び建設業者団体の長には別途通知しましたので申し添えます。

(参考)

国総建第 80 号
平成 13 年 3 月 30 日

都道府県知事殿

国土交通省総合政策局長
施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に務めてきたところではありますが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところであります。

ついては、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるとともに、貴都道府県内の市区町村当為に対しても、その旨周知方お願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、併せて周知、指導方お願いします。

記

- 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施行体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
- 2 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足る事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
- 3 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。

また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公

開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条の不開示情報(同条第 2 号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。

- 4 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用に当たっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
- 5 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。
- 6 一括請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。

[別添]

一括下請負の禁止について

1 一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考)建設業法

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前 2 項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価を定めるものであり、発注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第 22 条は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、如何なる方法をもってするかを問わず、建設業者が発注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第 1 項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第 2 項)を禁止しています。
また、民間工事については事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが(同条第 3 項)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第 22 条 3 項は適用されず、全面的に禁止されています。
同条第 1 項の「如何なる方法をもってするかを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

2 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用(資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

なお、公共工事の発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工

技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

3 一括下請負に対する発注者の承諾

元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。

② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該工事の発注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する道府県知事に対しその事実を通知することとされ建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお一括下請負を行った建設業者は当該工事を実質的に行っていると認められないため経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含む一とは認められません。

(参考)

○一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いているのですが、この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。三ヶ月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事を取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえ、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事

情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。

本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行かせた場合、別々の子会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q10 実質的に関与しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指揮監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q11 実質的に関与していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括請負に該当する可能性が高いと言えます。